



糸田町こども計画



令和7年3月

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景及び趣旨.....	1
2. 計画の概要.....	2
第2章 糸田町のこども・若者を取り巻く状況	3
1. 人口・世帯などの動向.....	3
2. 出生・婚姻の状況.....	6
3. 労働環境.....	10
4. 子育て支援の状況.....	12
5. 不登校・いじめの状況.....	15
6. 将来人口推計.....	16
7. 統計資料から読み取れる問題点.....	17
8. 関係者ヒアリング結果.....	18
9. こども・子育て支援計画策定に係るアンケート調査概要.....	20
第2章 第2期糸田町子ども・子育て支援事業計画の評価・検証結果	23
1. 事業量について.....	23
2. 施策について.....	28
第3章 こども・若者支援の主要な課題	35
第4章 こども・若者支援の基本的な考え方	36
1. 基本理念.....	36
2. 基本目標.....	37
3. 施策の体系.....	38
第5章 こども・若者施策の展開	39
基本目標1 こどもの権利を尊重し、自分らしく育つ環境を整える	39
基本目標2 安心してこどもを産み育てられる環境を整える	42
基本目標3 すべてのこどもが必要な教育・保育サービスを受けられる環境を整える	47
基本目標4 こども・若者の健全育成及び家庭構築を支援する	51
基本目標5 地域全体でこども・若者の成長を支援する	53
第6章 事業計画	55
1. 教育・保育提供区域の設定.....	55
2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策.....	55
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策.....	58
第7章 計画の推進体制	68
1. 計画の推進に向けた役割.....	68
2. 計画の推進に向けた3つの連携.....	69
3. 計画の達成状況の点検・評価.....	70
資料編	71

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨

(1) 計画策定の背景

令和5年4月1日、こども家庭庁が発足、「こども基本法」が施行されました。

こども基本法第10条第2項において、「市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められている時は、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。」とされ、糸田町においても「こども計画」を策定することになりました。

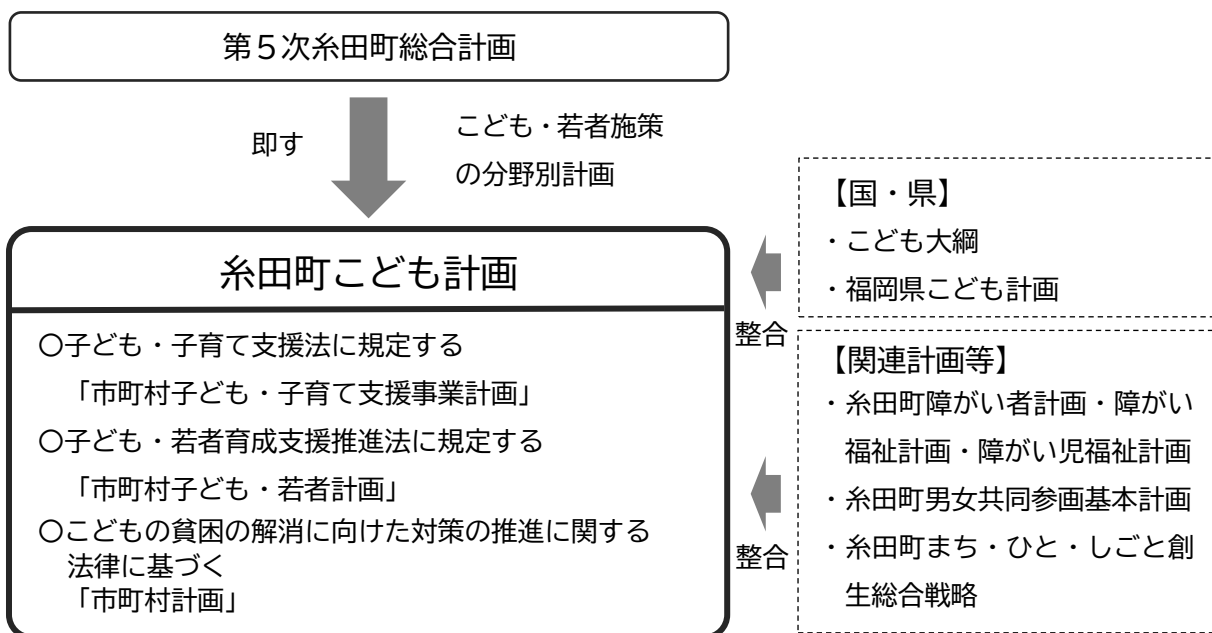
(2) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、以下の計画と一体のものとして位置づけます。

- こども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村こども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する市町村計画
- その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
 - ・次世代育成支援対策推進法第8条に規定する市町村行動計画
 - ・子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画

本計画は、国のこども大綱や、福岡県こども計画に即すとともに、上位計画である第5次糸田町総合計画をはじめ、関連する計画との整合性を図ることで、本町における「こどもまんなか社会」の実現に向けた計画となります。

■計画の位置づけ



2. 計画の概要

(1) 計画の期間

本計画は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間を計画期間とします。
ただし、計画の進捗状況や社会環境に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直します。

(2) 計画の対象

本計画は、町内のすべての子ども・若者とその家族、地域、住民、事業者などを対象とします。

(3) 策定体制

本計画の策定にあたっては、町内で子どもに関する支援を行う事業者や団体の代表者などで構成する「糸田町子ども・子育て会議」を設置し、子ども基本法第10条第2項及び第5項に規定する事項の審議を行いました。

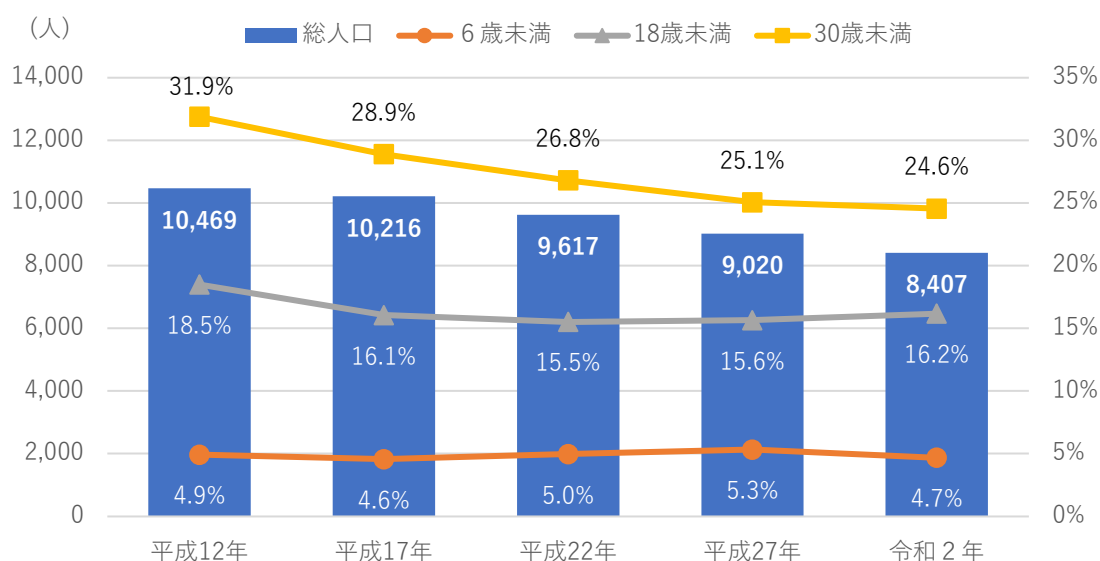
また、関係者ヒアリングを実施し、子ども施策に対する意見聴取を行いました。

第2章 糸田町のこども・若者を取り巻く状況

1. 人口・世帯などの動向

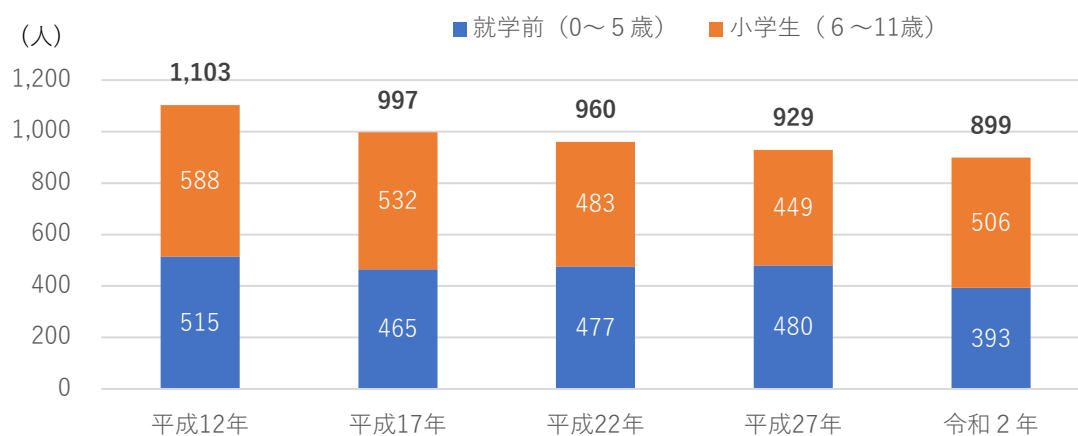
(1) 人口の推移

- ・本町の人口は、平成12年の10,469人から令和2年には8,407人と減少傾向で推移しています。
- ・年齢区分ごとの人口割合をみると、6歳未満の人口は総人口の5%前後、18歳未満の人口は16%前後で推移する一方で、30歳未満の人口は平成12年の31.9%から、令和2年には24.6%と約10ポイント減少しています。



資料：国勢調査

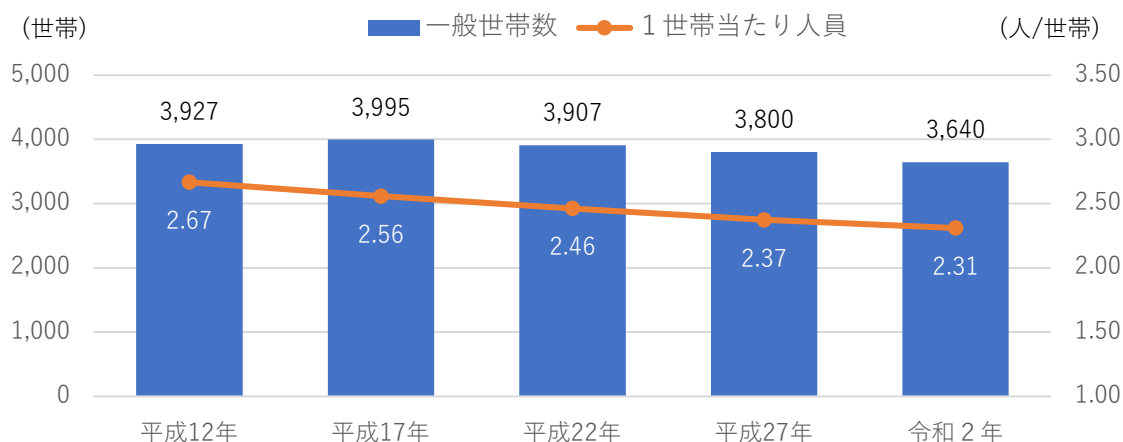
- ・小学生以下の児童人口に関しては、就学前・小学生とも減少していましたが、小学生については、平成27年から令和2年にかけて増加に転じています。



資料：国勢調査

(2) 一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移

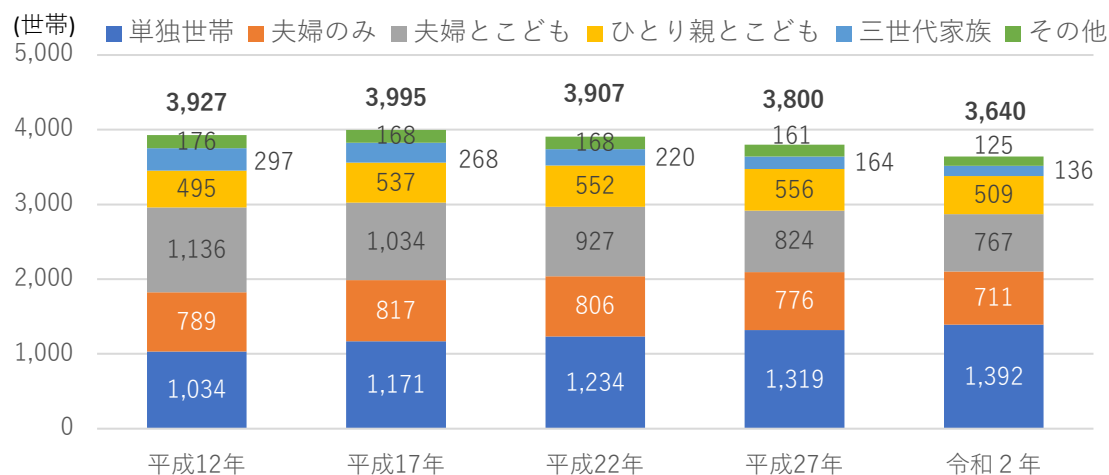
- ・一般世帯数の推移をみると、平成17年の3,995世帯をピークに、その後は減少しています。
- ・1世帯当たりの人員は、平成12年の2.67人から令和2年は2.31人と減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。



資料：国勢調査

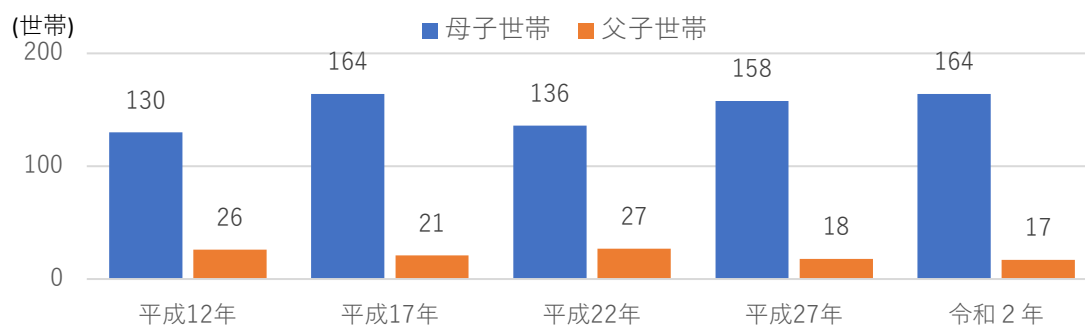
(3) 家族類型別一般世帯数の推移

- ・家族類型別一般世帯数の推移をみると、単独世帯は増加する一方、夫婦のみ世帯、夫婦とこどもの世帯、ひとり親とこどもの世帯、三世代家族ともに減少傾向にあります。



資料：国勢調査

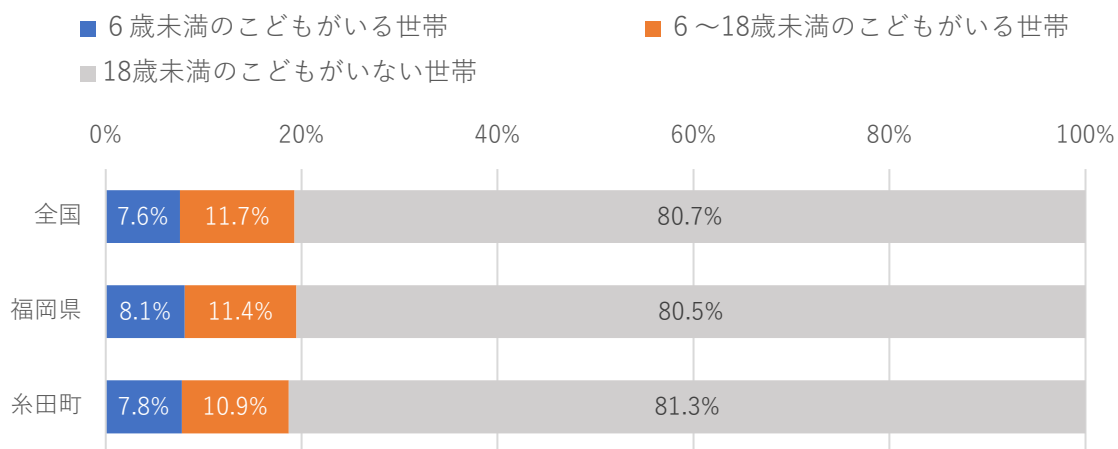
- ・母子世帯、父子世帯の推移については、母子世帯は緩やかに増加傾向にあります。



資料：国勢調査

(4) こどもがいる世帯の状況

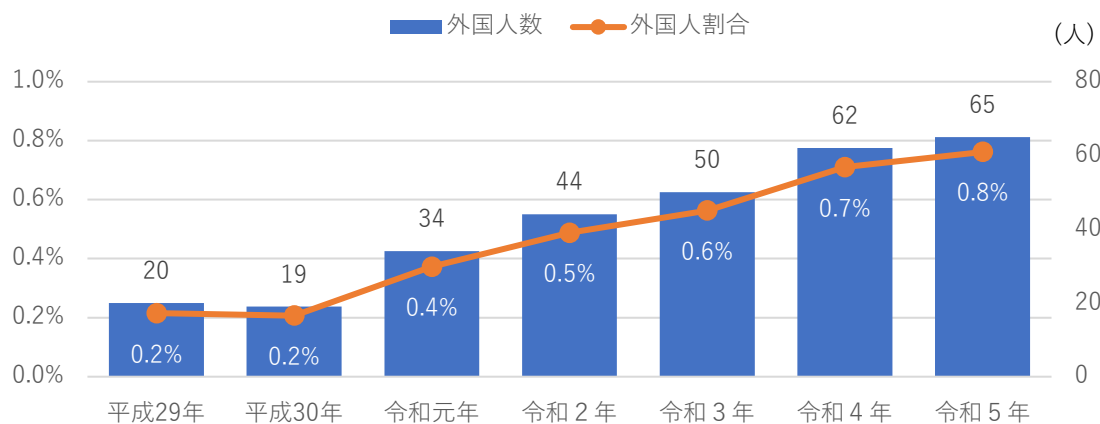
- ・令和2年の国勢調査から、こどもがいる世帯の状況をみると、「6歳未満のこどもがいる世帯」は、全国水準を上回るものの、福岡県水準を下回っています。
- ・「6～18歳未満のこどもがいる世帯」は、全国水準及び福岡県水準を下回っています。



資料：令和2年国勢調査

(5) 外国人の推移

- ・外国人の推移をみると、平成29年の20人から令和5年には65人と増加傾向にあります。

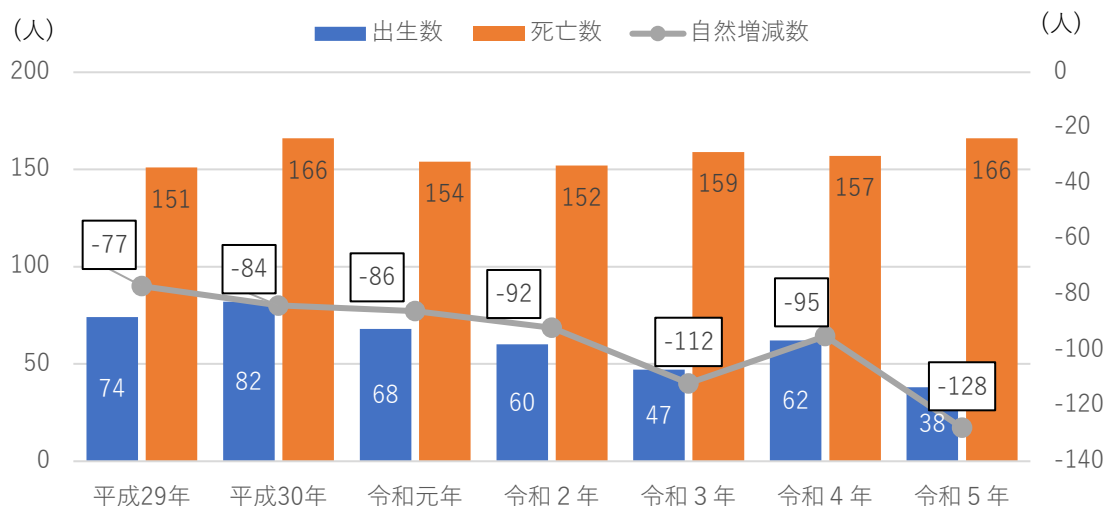


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

2. 出生・婚姻の状況

(1) 自然動態の推移

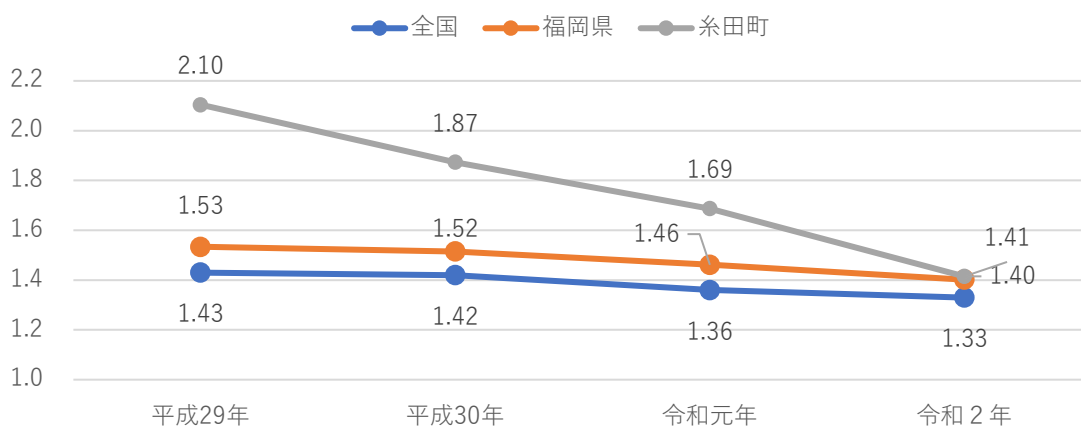
- ・出生数をみると、平成30年の82人から令和5年の38人と、年度ごとの増減はあるものの減少しています。
- ・一方、死亡数は近年150人～160人で推移しており、死亡数が出生数を上回る状況が続いています。



資料：人口動態調査

(2) 合計特殊出生率の推移

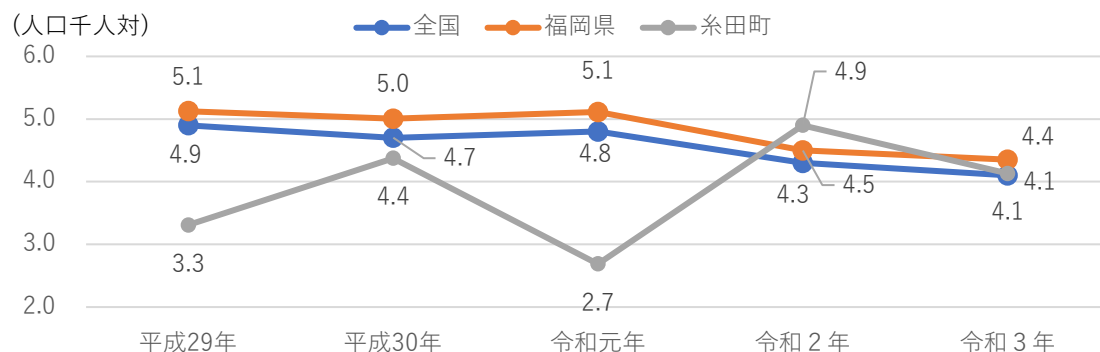
- ・合計特殊出生率の推移をみると、糸田町は全国及び福岡県の水準を上回っているものの、平成29年の2.10から令和2年1.41に減少しています。



資料：人口動態調査

(3) 婚姻率（人口千人対）の推移

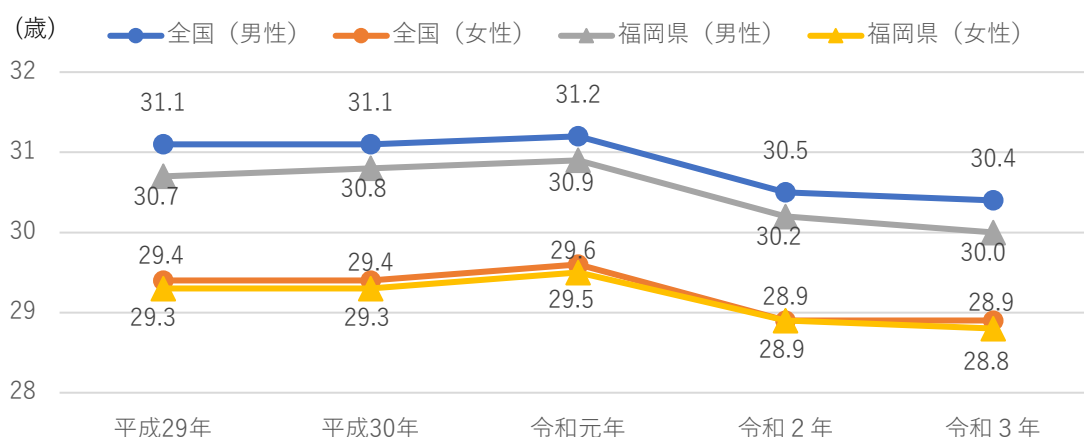
- ・婚姻率の推移をみると、平成29年に3.3から令和3年には4.1と、年ごとの増減はあるものの増加しています。



資料：人口動態調査

※参考：平均初婚年齢

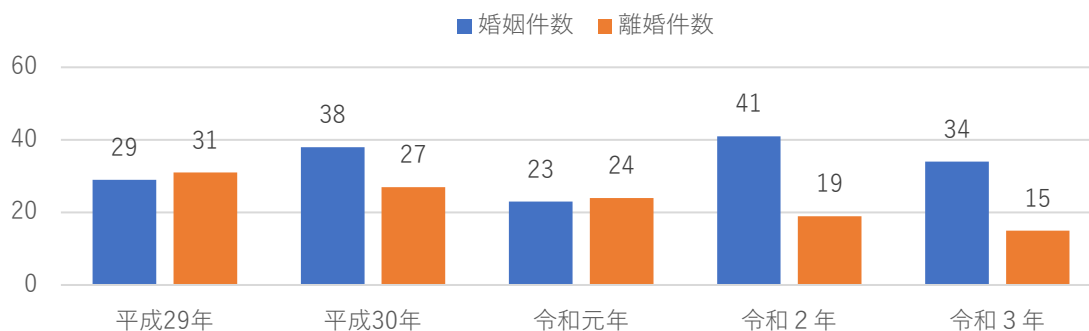
- ・令和3年の福岡県の平均初婚年齢をみると、男性は30.0歳（全国30.4歳）、女性は28.8歳（全国28.9歳）であり、いずれも全国水準を下回っています。



資料：人口動態調査+

(4) 婚姻数と離婚数

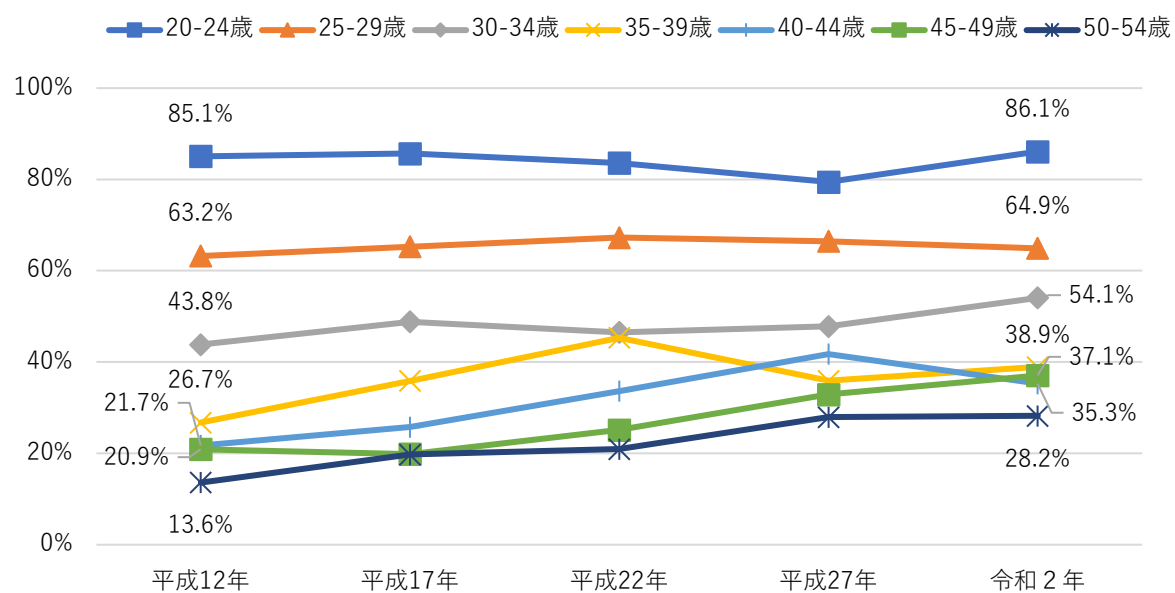
- ・婚姻は、令和2年度が41件と最も多く、令和元年度が23件と最も少なくなっています。
- ・離婚は、平成29年度が31件と最も多く、令和3年度が15件と最も少なくなっています。



資料：人口動態調査

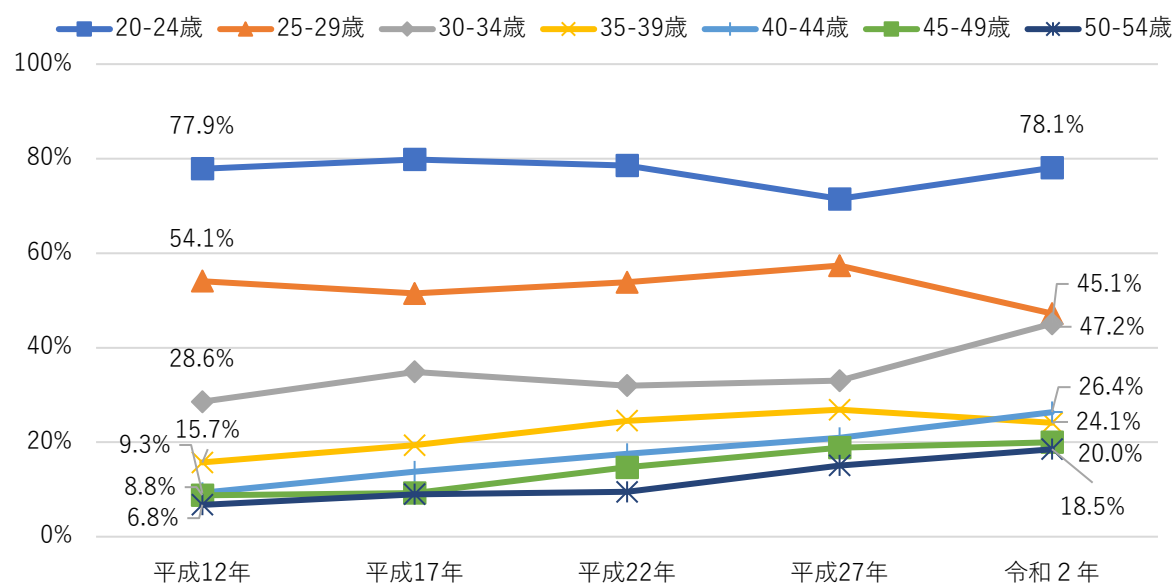
・20～54 歳までの男女別年齢別の未婚率の推移をみると、男性、女性ともに 30 歳代以降で上昇傾向にあります。

■年齢別未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査

■年齢別未婚率の推移（女性）



資料：国勢調査

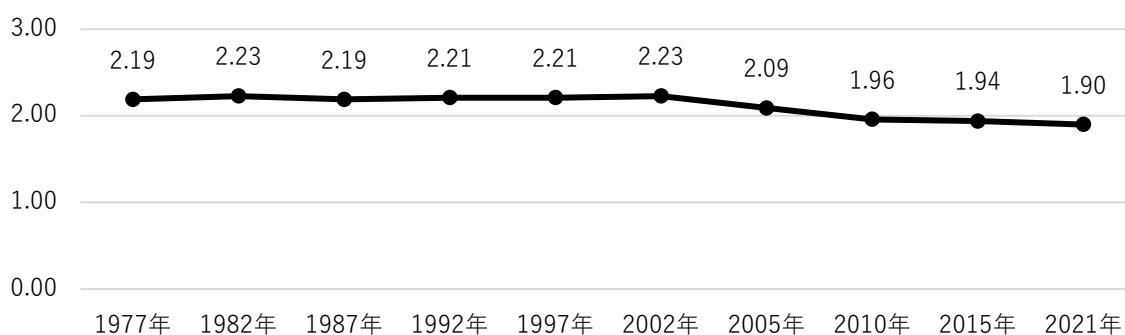
参考：少子化の要因

- ・ 国立社会保障人口問題研究所の推計結果によれば、糸田町の 20～40 歳代の女性の数は、約 30 年後には、今の 6 割程度まで減ります。
- ・ 近年の婚姻状況をみると、男性、女性共に 30 歳代以降の未婚率が上昇傾向にあります。
- ・ 一方、結婚持続期間が 15～19 年の初婚同士の夫婦の平均出生こども数をみると、1977 年以降、大きくは減少していません。
- ・ したがって、少子化の要因としては、女性の数が減少していること、結婚を選択しない人が増えていること、結婚してもこどもを授かることを選択しない夫婦が増えていることが考えられます。

■20～40 歳代女性の将来推計

	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年
20～40 歳代	1,176	1,021	907	819	741	700	663
2020 年比	100.0	86.8	77.1	69.6	63.0	59.5	56.4

■夫婦の完結出生こども数（結婚持続期間 15～19 年）

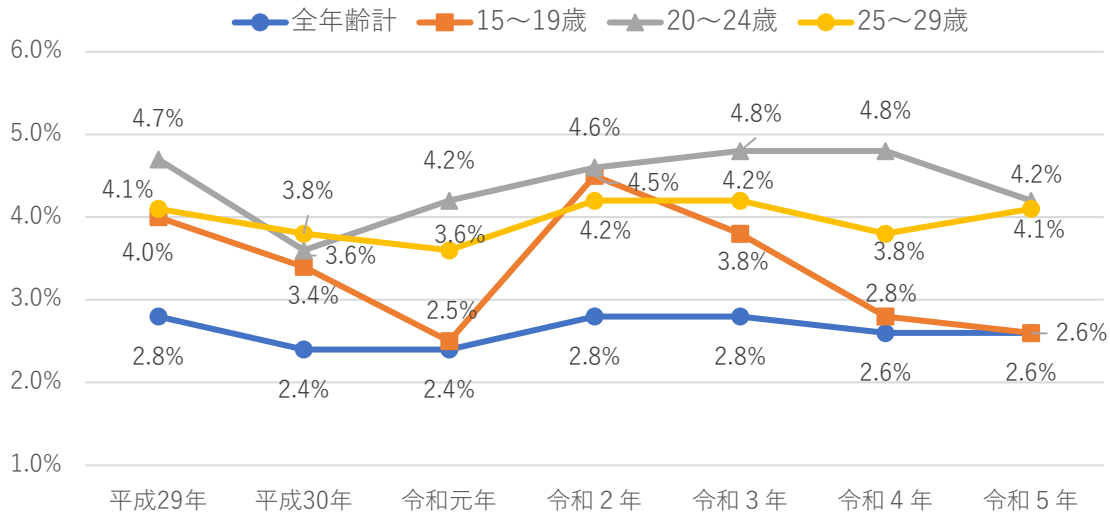


資料：国立社会保障・人口問題研究所

3. 労働環境

(1) 年齢別完全失業率の推移（全国）

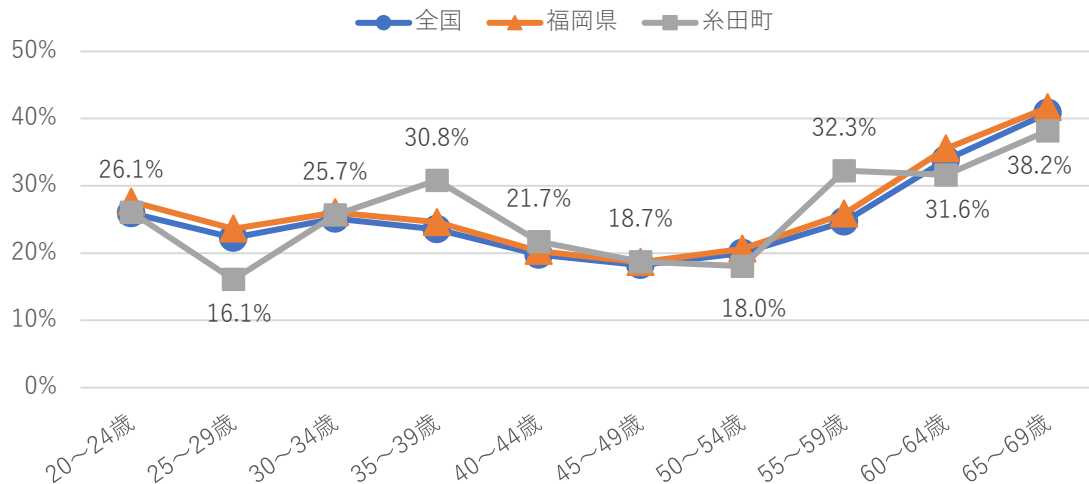
- ・全国の年齢別完全失業率の推移をみると、全年齢と比べて15～29歳、20～24歳、25～29歳ともに、高い状況にあります。特に、20～24歳、25～29歳は、令和5年で4.0%を超えています。



資料：労働力調査

(2) 専業主婦の年齢別割合

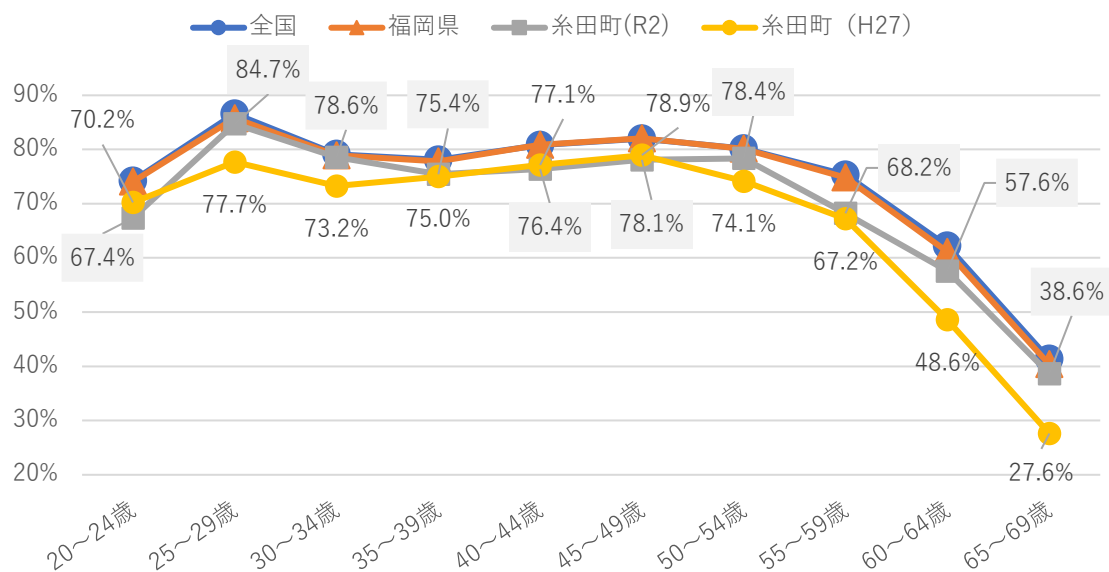
- ・令和2年の国勢調査をもとに、本町の専業主婦の年齢別割合をみると30歳～49歳にかけて、全国水準及び福岡県水準を上回る状況です。



資料：令和2年国勢調査

(3) 女性の就労状況

- ・ 本町における令和2年の女性の就労状況は、全国、福岡県と比較してすべての年代で就業率が低くなっています。
- ・ 平成27年と比較すると、40～44歳、45～49歳以外の年代で就労率が高くなっています。

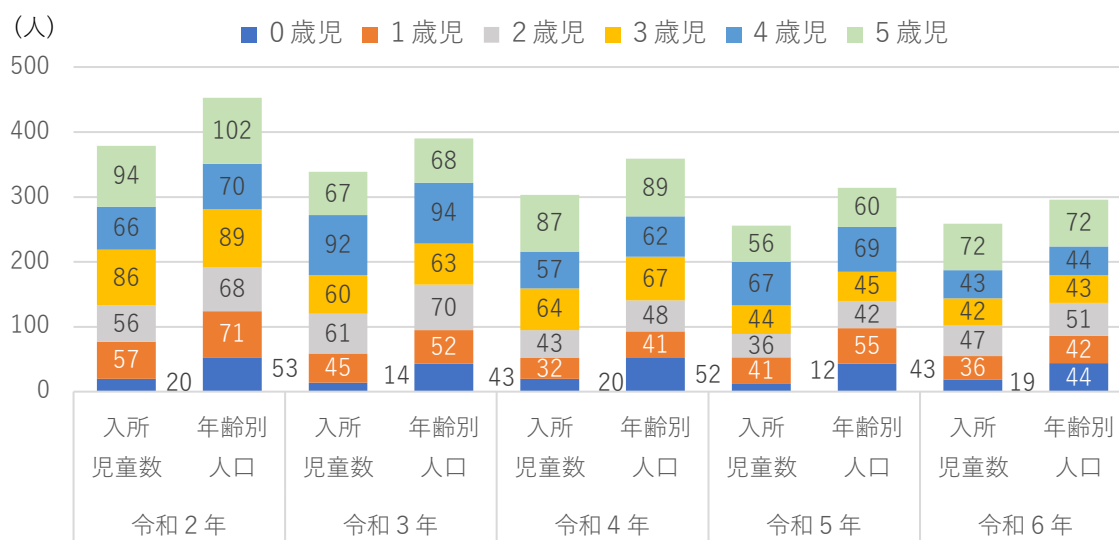


資料：令和2年国勢調査

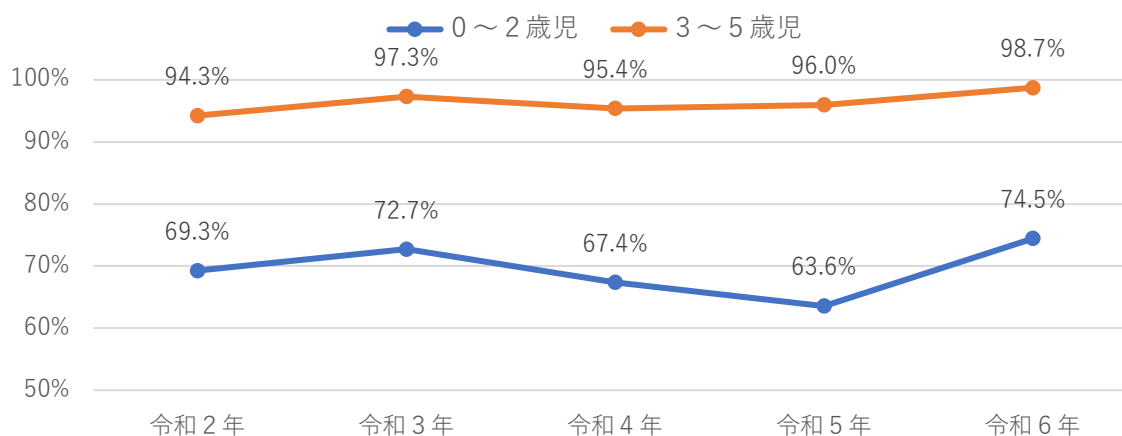
4. 子育て支援の状況

(1) 入所児童数・入所率の推移

- ・本町の入所児童数と、入所率の推移をみると、令和2年以降、対象年齢の人口減少に伴い、入所児童数も減少傾向にあります。
- ・入所率の推移をみると、3～5歳児については9割以上となっていますが、0～2歳児は令和3年の72.7%から令和5年の63.6%と約10ポイント減少した後、令和6年は74.5%となっています。



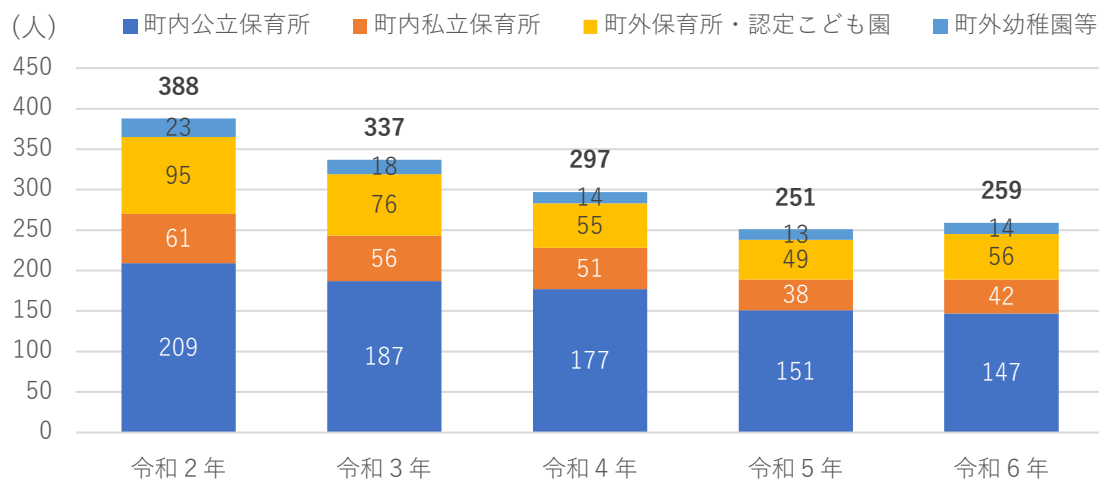
資料：糸田町調べ



資料：糸田町調べ

(2) 保育所・幼稚園等の利用者の状況

- ・町内の保育所の利用者は、令和2年の270人から令和6年の189人と81人減少しています。
- ・町外の保育所・認定こども園の利用者は、令和2年の95人から令和6年の56人と39人減少しています。
- ・町外の幼稚園等の利用者数の合計は、令和2年の23人から令和6年の14人と9人減少しています。

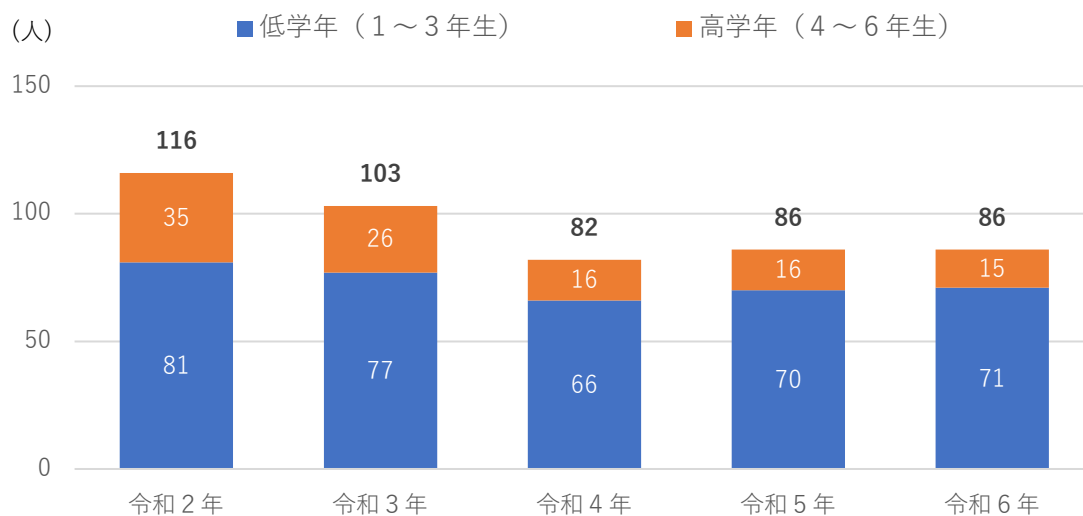


施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
町内公立保育所	209	187	177	151	147
町内私立保育所	61	56	51	38	42
町内保育所 計	270	243	228	189	189
町外保育所・認定こども園（保育認定）	95	76	55	49	56
町外幼稚園、認定こども園（教育認定）	23	18	14	13	14
合 計	388	337	297	251	259

資料：糸田町調べ

(3) 放課後児童クラブ利用者の状況

- ・放課後児童クラブ利用者の合計は、令和2年の116人から令和4年には82人と減少し、その後は横ばいの傾向となっています。



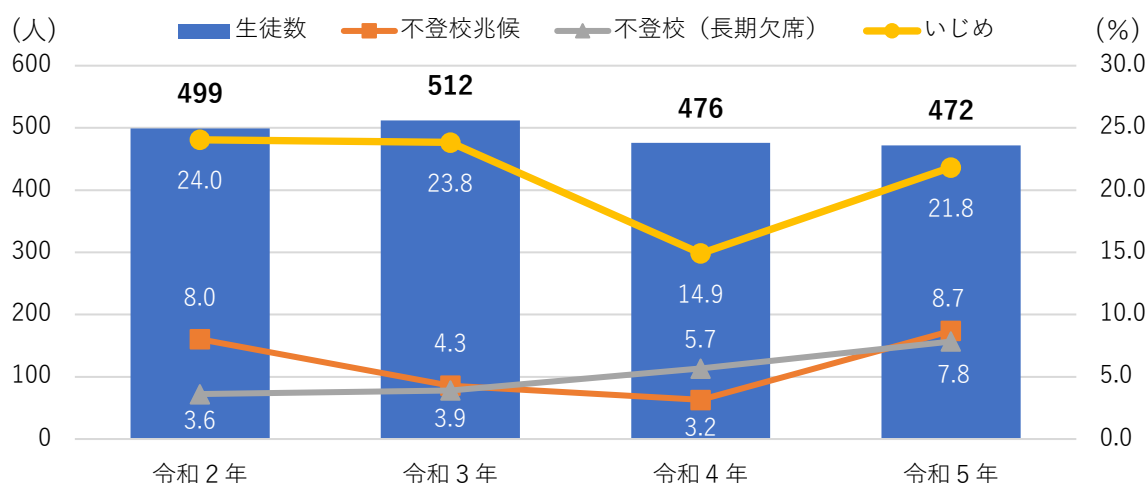
学年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
低学年（1～3年生）	81	77	66	70	71
高学年（4～6年生）	35	26	16	16	15
合 計	116	103	82	86	86

資料：糸田町調べ

5. 不登校・いじめの状況

(1) 小学校

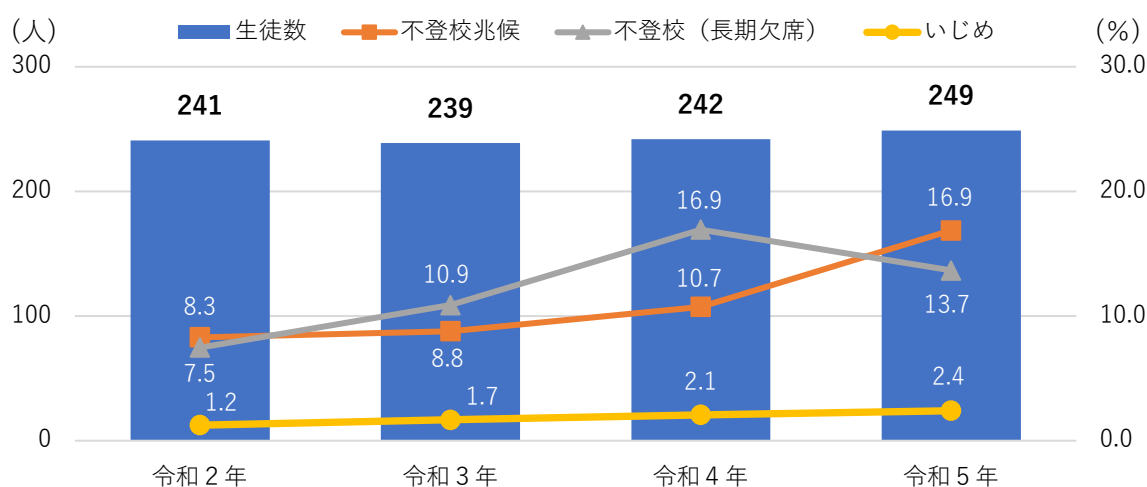
- ・ 小学校の不登校・いじめの状況をみると、生徒数に占める不登校の割合のうち不登校兆候は、令和2年の8.0%から、令和3年、4年と減少傾向にあったものの、令和5年度は8.7%と再び増加しています。
- ・ 不登校（長期欠席）は、令和2年の3.6%から令和5年の7.8%と増加傾向にあります。
- ・ 生徒数に占めるいじめの割合は、令和2年の24.0%から令和4年には14.9%と9.1ポイント減少したものの、令和5年は21.8%と再び増加しています。



資料：糸田町調べ

(2) 中学校

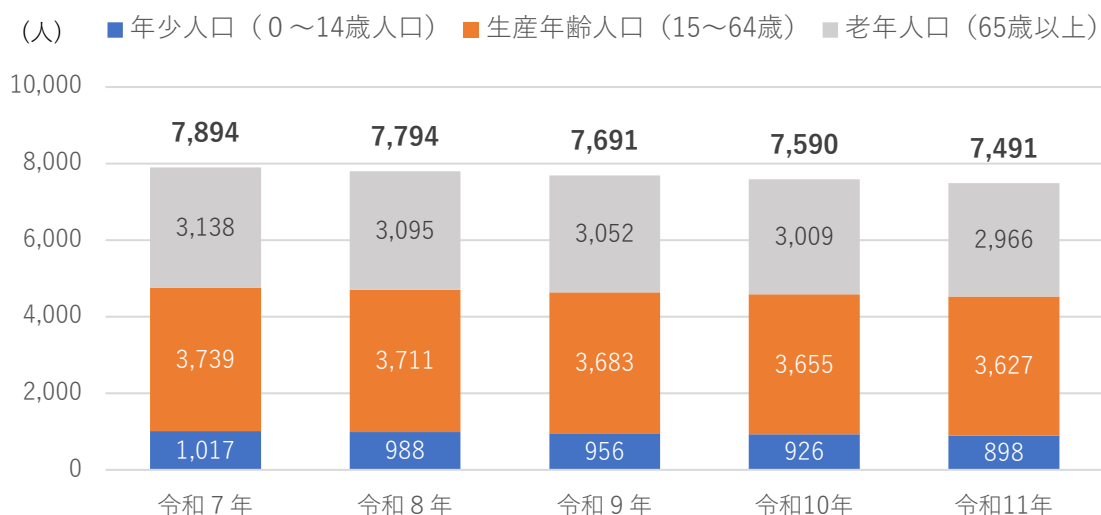
- ・ 中学校の不登校・いじめの状況をみると、生徒数に占める不登校の割合のうち不登校兆候は、令和2年の8.3%から、令和5年は16.9%と増加傾向にあります。
- ・ 不登校（長期欠席）は、令和2年の7.5%から令和4年には16.9%まで増加したのち、令和5年は13.7%となっています。
- ・ 生徒数に占めるいじめの割合は令和2年の1.2%から令和5年は2.4%と緩やかに増加傾向にあります。



資料：糸田町調べ

6. 将来人口推計

- ・国立社会保障人口問題研究所の令和5年推計を基に、令和7年から令和11年までの人口推計値を示します。
- ・総人口、年少人口ともに、減少傾向にあり、計画最終年の令和11年には総人口が7,491人、年少人口が898人と見込まれています。



	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口（0～14歳人口）	1,017	988	956	926	898
未就学児（0～5歳）	322	317	311	306	301
小学生（6～11歳）	451	438	425	411	399
中学生（12～14歳）	244	233	220	209	198
生産年齢人口（15～64歳）	3,739	3,711	3,683	3,655	3,627
老年人口（65歳以上）	3,138	3,095	3,052	3,009	2,966
総人口	7,894	7,794	7,691	7,590	7,491

資料：国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（令和5年推計）」

7. 統計資料から読み取れる問題点

○少子高齢化の進行、世帯規模の縮小が進む中、子育て世帯の孤立を防ぐ

- ・人口減少、少子高齢化が進行しており、30歳未満は減少傾向にあります。また、夫婦と子どもからなる世帯、ひとり親と子どもからなる世帯、三世帯家族などが減少し世帯規模の縮小が進む一方で、母子世帯は緩やかに増加傾向にあります。
- ・6～18歳未満の子どもがいる世帯は、全国水準及び福岡県水準を下回っています。
- ・家庭、地域において、こどもの見守りや子育てに関わる人が少なくなる中で、子育て世帯の孤立を防ぐことが求められます。

○出生数を保っていくためにも、結婚を選択できる環境を整える

- ・町の出生数は、年度ごとの増減はあるものの減少しています。出生率は全国及び福岡県の水準を上回っているものの、減少しています。一方、婚姻状況をみると、婚姻率は年ごとの増減はあるものの増加しています。
- ・国立社会保障人口問題研究所の推計結果によれば、町の20～40歳代の女性の数は、約30年後には、今の6割程度まで減少します。
- ・全国でみると、結婚持続期間が15～19年の初婚同士の夫婦の平均出生子ども数をみると、1977年以降、大きくは減少していません。
- ・住まいや就労の場の確保など、結婚を選択できる環境を整えていくことが求められます。

○子育て世帯に住み続けてもらうためにも、こどもを産み育てたい環境を整える

- ・少子化が今しばらく続くことは避けられない状況ではあるものの、多様な子育てニーズに出来る限り対応していくことで、こどもを産み育てたい環境を整えていくことが求められます。

○若者が働ける環境を整える

- ・全国でみると、10代、20代の失業率は全年齢と比べても高い状況にあります。就労の場の確保、収入の安定は、結婚や子どもを授かることなどにも影響を及ぼすことから、若者が働きたいと思える場を整えていくことが求められます。

○女性が働き続けられる環境を整える

- ・子育ての中心となる30歳代、40歳代の女性の就労率は全国、福岡県と比較すると低い状況です。平成27と令和2年を比較すると、40～44歳、45～49歳以外の年代では、就労率は高くなっています。
- ・復職のしやすさや、短時間勤務も含めて、子育てをしながら働き続けられる環境を整えていくことが求められます。

○こどもが減少する中、教育・保育ニーズに応じた提供体制を確保していく

- ・こどもの人数が減少する中で、保育所や幼稚園等の利用者、放課後児童クラブの利用者も減少傾向にあるが、子育てしやすい環境づくりに向けて、引き続き、教育・保育ニーズに応じた提供体制を確保していくことが求められる。

○不登校・いじめに適切に対応するための環境を整える

- ・小学校、中学校共に、不登校・いじめの状況が一定割合確認できます。不登校やいじめに対して、関係者が連携することで、適切に対応するための環境を整えることが求められます。

8. 関係者ヒアリング結果

(1) 目的

糸田町こども計画策定にあたり、保育の現場に携わる方から、糸田町のこども・子育てを取り巻く環境について、現状や課題、意見を把握し、計画課題や施策の方向性に反映させることを目的としました。

(2) ヒアリング内容

- ①近年のこども・保護者の様子
- ②施設運営上の問題点
- ③町内のこども・子育て環境の良い所・改善すべき所

(3) ヒアリング対象

町内で保育の現場に携わる方

(4) ヒアリング日時

令和6年9月4日（水） 10：00～12：00

(5) ヒアリングのまとめ

○近年のこども・保護者の様子

～気になる子が増加傾向にある～

- ・感情をコントロールできない、集団行動ができない、生活リズムが極端に乱れているなどのこどもが増えているとの意見がありました。

～コロナ禍の影響もあり、体力やコミュニケーション能力も低下している～

- ・コロナ禍における行動の制約によって、家庭においても異年齢との交流や外遊びが不足する一方で、屋内でタブレットや YouTube を見て過ごすことが増えた結果、体力やコミュニケーション能力の低下を指摘する意見がありました。

～子育てに関心が薄い保護者と、極端に干渉する保護者の2極化が起こっている～

- ・病気にも関わらず病院に連れて行かないなどの保護者がいる一方で、いつまでも衣服の脱着をしてあげる、こども同士の小さな喧嘩でもクレームを訴えるといった保護者がいるなど、2極化を指摘する意見がありました。

～仕事が休みにくい状況や、自分の時間を取れていない、孤立している保護者がいる～

- ・仕事の関係上、病院に連れていけなかったり、相談する人が身近にいないため施設と家庭との行き来のみで孤立している保護者がいるとの意見がありました。

○教育・保育サービス提供上の問題点

～担い手が不足している（募集しても集まらない）～

- ・募集してもなかなか集まらないとの意見がありました。

～老朽施設の更新を図る必要がある～

- ・施設自体の老朽化が進行し、設備などが現在の教育・保育ニーズに合致していない（防犯、防災面）とのことから、統合することも含めて検討をするべきとの意見がありました。

～人員不足に加えて、保護者等の対応が増え全体的に業務量が増加している～

- ・人員不足に加えて、保護者等からの対応が増えており、全体的に、業務量が増加しているとの意見がありました。

○町内のこども・子育て環境の良い所・改善すべき所

～地域の子育て力が低下している～

- ・町域が狭く、小学校、中学校とも1校なので、顔の知れた関係を築きやすいとの意見がある一方で、育成会やこども会が無くなったところや、おじいちゃん、おばあちゃんが関わる環境が少なくなるなど、地域みんなでこどもを育てにくくなっているとの意見がありました。

～安全・安心な遊び場や歩道があると良い～

- ・近年の猛暑により外遊びができない、遊具が古くて遊べない、遊んだり運動したりする場所が限られる、また、横断歩道や歩道橋がなく散歩コースがないなどの意見がありました。

～小児科の充実（設備・検査等）～

- ・小児科が限られているため、時間等の都合から受診を避ける、そもそも受診しない家庭があることから、また、小児科が充実することで、施設との連携もとやすくなり、もしもの時も直ぐに受診させることができるなどの意見がありました。



9. こども・子育て支援計画策定に係るアンケート調査概要

(1) 調査の種類と目的

糸田町こども子育て計画策定に際して、下記の5つのアンケート調査を実施しました。

調査の種類	目的	対象
①こどもの生活に関する実態調査（こども）	町内の小中学校に通うこども及びその保護者のこどもの貧困・ヤングケアラーの把握などを兼ねたこども・子育てへの意識や生活に関する現状を把握し、施策検討の基礎資料とする。	小学校5年生 中学校2年生
②こどもの生活に関する実態調査（保護者）		上記の保護者
③こども・若者の意識と生活に関する調査	町内在住の16～29歳のひきこもり状況の把握、結婚・出産に関する意識調査を兼ねたこども・若者のこども・子育てへの意識や生活に関する現状を把握し、施策検討の基礎資料とする。	町内在住の 16～29歳
④子育て支援ニーズ等の把握調査（未就学児）	町内在住の未就学児及び就学児の保護者に対して、子育て支援に関するニーズ等を把握し、今後の施策検討、事業量算定の基礎資料とする。	町内在住の 未就学児の保護者
⑤子育て支援ニーズ等の把握調査（就学児）		町内在住の 就学児の保護者

(2) 調査期間

各調査とも2024年5月14日（火）～6月7日（金）までとしました。

(3) 調査方法

調査対象者にアンケートへの協力依頼文を配布し、スマートフォン等で、依頼文に記載のURL又はQRコード（二次元バーコード）を読み取り、回答して頂きました。

(4) 回収状況

アンケートの配布・回収の状況は以下の通りです。

調査の種類	配布	回収	回収率
①こどもの生活に関する実態調査（こども）	164	126	76.8
②こどもの生活に関する実態調査（保護者）	164	45	27.4
③こども・若者の意識と生活に関する調査	500	115	23.0
④子育て支援ニーズ等の把握調査（未就学児の保護者）	193	89	46.1
⑤子育て支援ニーズ等の把握調査（就学児の保護者）	443	151	34.1

(5) 調査結果の概略

【貧困・ヤングケアラー】

①こどもの生活に関する実態調査（こども）

○ヤングケアラーに該当する子が一定数いる様子が伺え、対応が求められる

- ・ 家族の中でお世話をしている子は約3割。学年別では小学校5年生では約4割、中学校2年生では約1割で、小学校5年生の割合が高い。子育て支援ニーズ等の把握調査でも、約3割がヤングケアラーの家庭やこどもを身近で聞いたことがあると回答
- ・ お世話をする人として「母親」「父親」が多く上がっており、その内容として「お風呂やトイレのお世話」や「買い物や散歩、病院へ付き合うこと」が一定割合ある。
- ・ 親の世話をしている子は全体と比べて1日当たりの勉強時間で「まったくしない」又は「30分より少ない」の割合が高い。

○ひとり親世帯の子に対する学習支援や生活支援が求められる

- ・ ひとり親世帯の子は全体と比べて欠席、遅刻や早退の割合が高く、授業が「わからない」の割合も高い。
- ・ ひとり親世帯の子は全体と比べて自己肯定感が低い。

②こどもの生活に関する実態調査（保護者）

○ひとり親（特に母親）の生活環境の安定を図ることが求められる

- ・ 離婚者で養育費の取り決めをしており、かつ受け取っている人は約2割。
- ・ 就労状況は、母親はパート・アルバイト等が約半数、父親は正社員等が約6割。

○悩み事や相談事がある際に、公的機関も含めて重層的に支援できる体制を整える

- ・ 頼れる人の有無について、子育てや重要な事柄は8割以上が「いる」、お金の援助は「いる」が約半数。頼る人は家族・親族が8割を超え、次いで友人・知人。民生委員・児童委員や、相談・支援機関や福祉の人の割合は1割未満。
- ・ うつ・不安障害の状況にある人は約1割。

○世帯年収や暮らしの状況に応じた適切な支援制度の利用を促すことが求められる

- ・ 世帯年収500万以上が4割、暮らしの状況は「苦しい」が半数以上、支援制度の利用状況は就学援助、児童扶養手当が約3割。

【こども・若者支援】

③こども・若者の意識と生活に関する調査

○ひきこもり状態のこども・若者が一定数いる様子が伺え、対応が求められる

- ・ 広義のひきこもり群に該当する人は2.61%で、国調査とほぼ同程度（2.05%）

○結婚を希望する人が、希望通りに結婚できる環境を整えることが求められる

- ・ 今後の結婚希望は約7割で、結婚しやすくするために必要なことは「家事や育児を夫婦で協力する意識が高まる」が6割以上。次いで雇用の場の確保、結婚や住宅費用の支援。

○こどもを授かることを希望する人が、希望通りにこどもを授かることができる環境を整えることが求められる

- ・ お子さんを授かることの希望は約6割で、こどもを授かることも希望する人への支援策としては「安定した家計を営めるよう支援すること」が7割以上。次いで預け先の充実。

○保護者とこどもが触れ合う機会を創出し、非行防止を図ることが求められる

- ・非行防止に大切なことは「保護者とこどもが触れ合う機会を多く持つ」が6割以上。

○悩み事や相談事がある際に、公的機関も含めて重層的に支援できる体制を整えることが求められる

- ・相談事や悩み事を話せる人が「いる」は約9割で、親と友達が7割以上。「役場や保健センターなど公的な相談窓口の人」との回答は無し。

【子育て支援ニーズ等】

④⑤子育て支援ニーズ等の把握調査（未就学児・就学児の保護者）

○教育・保育ニーズに応じた提供体制を整えることが求められる

- ・就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業を利用しているのは8割以上。そのうち、認可保育所を利用しているのは7割で、利用希望も認可保育所が7割。その他、幼稚園や認定こども園などの事業についても一定利用希望あり。

○就学前・後ともに病児・病後児施設や、一時預かり等のニーズがあり、提供体制を整えることが求められる

- ・約6割が病気やケガで定期的な教育・保育事業を利用できなかった経験あり。病児・病後児施設の利用意向は4割。一時預かり等の不定期の事業の利用意向は4割。泊りがけで家族以外に預ける必要性は、必要なしが8割強。
- ・約7割が病気やケガで学校を休んだ経験あり。対処方法は、病児・病後児施設の利用意向は3割弱。一時預かり等の不定期の事業の利用意向は2割。泊りがけで家族以外に預ける必要性は、必要なしが8割強。

○放課後児童クラブについて日曜日・祝日の利用意向もあることから、運営体制等の検討が求められる

- ・就学前児童で、放課後児童クラブの利用希望は低学年時で約半数。高学年で約3割。日曜日・祝日の利用意向は約半数。小学生の放課後児童クラブ利用状況は、現在2割強が利用。今後の利用希望は平日3割強。日曜日・祝日は1割強。

○子育てする上で困ることとして「出費がかさむこと」が最も多く、子育てにかかる負担軽減を望んでいる

【自由記述】

○「公園整備（こどもの遊び場の充実）」、「子育てに係る経済面の負担軽減（出産費、給食費など）」、「交通安全対策の充実」、「放課後児童クラブの運営・利用法の改善」に関する意見多数

第2章 第2期糸田町子ども・子育て支援事業計画の評価・検証 結果

1. 事業量について

(1) 教育・保育施設の充実

- ・各年度とも、見込み量に対して実績値が下回る結果となりました。
- ・実績値が下回った要因としては、想定以上にこどもが減少したことが挙げられます。
- ・次期計画に向けては、無償化に伴う入所率を考慮した計画とする必要があります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	383	364	367	354
2号認定（3～5歳）教育希望	23	23	25	25
2号認定（3～5歳）上記以外	220	201	202	190
3号認定（0歳）	27	29	31	31
3号認定（1・2歳）	113	111	109	108
実績	258	241	229	200
2号認定（3～5歳）教育希望	0	0	0	0
2号認定（3～5歳）上記以外	172	155	150	121
3号認定（0歳）	17	15	20	22
3号認定（1・2歳）	69	71	59	57
利用率（実績／見込）	67.4%	66.2%	62.4%	56.5%
2号認定（3～5歳）教育希望	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2号認定（3～5歳）上記以外	78.2%	77.1%	74.3%	63.7%
3号認定（0歳）	63.0%	51.7%	64.5%	71.0%
3号認定（1・2歳）	61.1%	64.0%	54.1%	52.8%

(2) 地域子育て支援事業

- ・各年度とも、見込み量に対して実績値が下回る結果となりました。
- ・実績値が下回った要因としては、出生届提出時に子育て支援室のチラシを配布し周知を行いましたが、感染症流行の影響による利用控えがあったことなどが挙げられます。
- ・次期計画に向けては、感染症流行の影響で、流行前より利用者が減少したため、流行前より多く利用してもらうために周知を行います。

(単位：月平均世帯数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	300	300	300	300	300
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実績値	85.25	60.5	81.3	117	
実施箇所数	1	1	1	1	1
利用率 (実績／見込)	28%	20%	27%	39%	
参考：延利用者数/年	2,186	1,609	2,098	2,815	

(3) 一時預かり事業

- ・各年度とも、見込み量に対して実績値が下回る結果となりました。
- ・実績値が下回った要因としては、幼稚園の一時預かりを町外に委託し実施していますが、町内保育所における実施箇所が無いことが挙げられます。
- ・次期計画に向けては、町内保育所での実施に向けて引き続き検討していきます。

(単位：延人数／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1,525	1,393	1,405	1,321	1,302
確保提供数 (B)	0	0	0	0	0
実施箇所数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
差異 (B－A)	△1,525	△1,393	△1,405	△1,321	△1,302
実績値	703	983	985	1093	
実施箇所数	0	0	0	0	0
利用率 (実績／見込)	46%	71%	70%	83%	

(4) 延長保育事業

- ・各年度とも、見込み量に対して実績値が下回る結果となりました。
- ・実績値が下回った要因としては、利用者が少なかったことが挙げられます。
- ・次期計画に向けては、今後も見込みを上回る量を確保したいと考えています。

(単位：実人数／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	80	80	80	80	80
確保提供数 (B)	80	80	80	80	80
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
差異 (B－A)	0	0	0	0	0
実績値	21	23	20	22	
実施箇所数	2	2	2	2	2
利用率 (実績／見込)	26%	29%	25%	28%	

(5) 病児・病後児保育事業

- ・見込み量に対して実績値が上回る年度もあったが、総じて下回る結果となりました。
- ・実績値が下回った要因としては、利用者が少なかったことが挙げられます。
- ・次期計画に向けては、今後も見込みを上回る量を確保したいと考えています。

(単位：延人数／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	2	2	3	3	3
確保提供数 (B)	2	2	3	3	3
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
差異 (B－A)	0	0	0	0	0
実績値	0	4	0	1	
実施箇所数	1	1	1	1	
利用率 (実績／見込)	0%	200%	0%	33%	

（６）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- ・各年度とも見込み量に対して実績値が下回る結果となりました。
- ・実績値が下回った要因としては、感染症流行等による利用希望者の減少があったことが挙げられます。
- ・次期計画に向けては、新施設となったことを周知し、見込み量を上回る量を確保したいと考えています。

（単位：実人数／年）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み計（Ａ）	145	149	145	151	147
確保提供数（Ｂ）	145	149	145	151	147
実施箇所数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
差異（Ｂ－Ａ）	０	０	０	０	０
実績値	119	107	83	86	81
実施箇所数	１	１	１	１	１
利用率（実績／見込）	82%	72%	57%	57%	55%

（７）乳幼児家庭全戸訪問事業

- ・各年度とも見込み量に対して実績値が下回る結果となりました。
- ・実績値が下回った要因としては、出生数が少なかったことが挙げられます。
- ・出生児全てに対して実施できており、今後も努めていきます。
- ・次期計画に向けては、子育て支援策等により子どもを産み育てやすい環境を整え、見込みを上回る量を確保したいと考えています。

（単位：実人数／年）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
訪問人数	80	80	80	80	80
実績値	51	56	40	55	
利用率（実績／見込）	64%	70%	50%	69%	

（８）養育支援訪問事業

- ・各年度とも見込み量に対して実績値が上回る結果となりました。
- ・実績値が上回った要因としては、対象者数が増加したことが挙げられます。
- ・次期計画に向けては、今後も支援が必要とされる家庭に対し継続して実施していきます。

（単位：実人数／年）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
訪問人数	10	10	10	10	10
実績値	17	15	15	18	
利用率（実績／見込）	170%	150%	150%	180%	

(9) 妊婦健康診査事業

- ・各年度とも見込み量に対して実績値が下回る結果となりました。
- ・実績値が下回った要因としては、対象者数が減少したことが挙げられます。
- ・次期計画に向けては、子育て支援策等により全ての妊婦が安心して出産を迎えられるようこどもを産み育てやすい環境を整えていきます。

(単位：延回数／年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診件数	880	880	880	880	880
実績値	648	670	560	509	
利用率（実績／見込）	74%	76%	64%	58%	

2. 施策について

(1) 教育・保育提供

①認定こども園の普及及び推進

第2期計画での 記載内容	本町には、現在認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。
計画期間における 進捗状況	A：概ね達成 B：7割程度達成 C：4～6割程度達成 D：3割程度達成 E：ほとんど達成できず （認定こども園への意向や新たな参入申請等の有無） 無し
次期計画に向けた 成果・課題	（認定こども園の普及及び推進に向けた取組方針等） 参入等の申請が行われた場合には適切な対応を行います。

②教育・保育の質の向上

第2期計画での 記載内容	幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、こども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼稚園・保育所・小学校の連携を強化し、質の向上に努めます。 また、こどもの「行動の特徴」、「具体的な興味や関心」、「遊びの傾向」、「社会性の育ち」、「内面的な育ち」、「健康状態」、「発達援助の内容」等、こども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教員がこどもの特性を適切に把握し、教育に活かすことができる連携体制の構築を図ります。
計画期間における 進捗状況	A：概ね達成 B：7割程度達成 C：4～6割程度達成 D：3割程度達成 E：ほとんど達成できず （質の向上に向けて取り組んだこと等） 就学前に小学校と連絡会を行い園児の様子を伝える。
次期計画に向けた 成果・課題	（質の向上に向けた取組方針等） 園児の成長を見守りながら就学につなげる連携の強化とその質の向上に努めます。

③産休後及び育休後の保育・保育施設の円滑な利用の確保

第2期計画での記載内容	就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。 特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。
計画期間における進捗状況	A：概ね達成 B：7割程度達成 C：4～6割程度達成 D：3割程度達成 E：ほとんど達成できず （円滑な利用の確保に向けて取り組んだこと等） 保育士の補充、町内保育所の情報提供
次期計画に向けた成果・課題	（円滑な利用の確保に向けた取組方針等） 保育士確保のため通年での募集を続けていきます。

④子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

第2期計画での記載内容	令和元年10月1日より開始された乳児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。 この給付の実施にあたっては、現行のこどものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。 また、広報誌やホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続きについての周知に努めます。
計画期間における進捗状況	A：概ね達成 B：7割程度達成 C：4～6割程度達成 D：3割程度達成 E：ほとんど達成できず （利用給付の円滑な実施の確保に向けて取り組んだこと等） 広報誌及びホームページの掲載
次期計画に向けた成果・課題	（利用給付の円滑な実施の確保に向けた取組方針等） 3歳児以降の保育料無償化については周知できていると考える。今後は町独自で行っている0～2歳児を対象とした保育料無償化について、周知に努めます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

第2期計画での 記載内容	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などについて、情報の集約や情報収集を行い、子どもや保護者からの利用に関する相談に応じ、必要な助言や関係機関との連絡調整を行い支援します。 あわせて、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めます。
計画期間における 進捗状況	A:概ね達成 B:7割程度達成 C:4～6割程度達成 D:3割程度達成 E:ほとんど達成できず (取り組んだこと等) 適切な人材を探していたが、候補者がいなかった。
次期計画に向けた 成果・課題	(次期計画の取り組み方針等) 適切な人材を探し、確保、配置に努めていきたい。

②特定教育・保育施設を利用していない子どもの預かり（一般型）

第2期計画での 記載内容	本事業は、ニーズ調査による利用の希望はあるものの、現在本町では実施していないことから、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じて検討を行います。
計画期間における 進捗状況	A:概ね達成 B:7割程度達成 C:4～6割程度達成 D:3割程度達成 E:ほとんど達成できず (検討状況等) 一時預かりを行うための人材の確保、実施場所を勘案すると困難であった。
次期計画に向けた 成果・課題	(次期計画の取り組み方針等) 子ども誰でも通園制度も始まるため、町内のどこで行うことができるか検討していきたい。

③子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

第2期計画での 記載内容	本事業は、現在本町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。 しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じて検討を行います。
計画期間における 進捗状況	A:概ね達成 B:7割程度達成 C:4～6割程度達成 D:3割程度達成 E:ほとんど達成できず (検討状況等) 実施無し
次期計画に向けた 成果・課題	(次期計画の取り組み方針等) 必要に応じて検討していきます。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

第2期計画での 記載内容	本事業は、現在本町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。 しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。
計画期間における 進捗状況	A：概ね達成 B：7割程度達成 C：4～6割程度達成 D：3割程度達成 <u>E：ほとんど達成できず</u> （検討状況等） 実施無し
次期計画に向けた 成果・課題	（次期計画の取り組み方針等） 必要に応じ検討していきます。

⑤実費徴収に係る補足給付を行う事業

第2期計画での 記載内容	国の動向やニーズを勘案しながら、必要に応じ、事業の実施に向けて検討を進めます。
計画期間における 進捗状況	A：概ね達成 B：7割程度達成 <u>C：4～6割程度達成</u> D：3割程度達成 E：ほとんど達成できず （検討状況等） 幼稚園に対する副食費の助成を行っているが、日用品、文房具等の助成は検討中です。
次期計画に向けた 成果・課題	（次期計画の取り組み方針等） 継続し検討していきます。

⑥多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

第2期計画での 記載内容	現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。 今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。
計画期間における 進捗状況	<u>A：概ね達成</u> B：7割程度達成 C：4～6割程度達成 D：3割程度達成 E：ほとんど達成できず （事業者からの申請状況等） 無し。
次期計画に向けた 成果・課題	（次期計画の取り組み方針等） 必要に応じ検討していきます。

(3) 専門的な支援を要するこどもや家庭への支援

①児童虐待防止対策の充実

第2期計画での記載内容	こどもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが必要です。 そのため、産後ケア事業や乳幼児健康診査の受診勧奨、乳児家庭全戸訪問事業等の実施、さらには、幼稚園、保育所、学校等との連携を密にし、虐待防止、早期発見、早期対応に努めます。 また、児童虐待発生時には、関係機関と連携しながら迅速かつ的確に対応するとともに、緊急または一時的なこどもの養育・保護が必要な場合には、直ちに児童相談所や警察による支援を求めるなど、こどもの安全確保に努めます。
計画期間における進捗状況	A：概ね達成 B：7割程度達成 C：4～6割程度達成 D：3割程度達成 E：ほとんど達成できず (児童虐待件数・防止に向けて取り組んだこと等) 情報提供を元に各関係機関と連携を取り虐待防止に努めた。再発防止のために定期訪問、意識向上のためのポスターやパンフレットの掲示を行った。
次期計画に向けた成果・課題	(次期計画の取り組み方針等) 関係機関との連携を密に行い、早期発見・早期対応に取り組む。

②ひとり親家庭の自立支援の推進

第2期計画での記載内容	ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、こどもの養育費など多くの課題に直面しています。 特に母子家庭においては、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭においては、こどもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。 また、父子・母子を問わず親との離別は、こどもの生活を大きく変化させるものであり、精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。 このように、ひとり親家庭が抱える課題は様々であるため、福岡県などの関係機関と連携しながら、相談支援をはじめ、児童扶養手当や医療費助成などの経済的な支援や就労支援、生活支援など各種の支援制度の周知を図り、ひとり親家庭の自立支援を推進します。
計画期間における進捗状況	A：概ね達成 B：7割程度達成 C：4～6割程度達成 D：3割程度達成 E：ほとんど達成できず (支援件数・取り組んだこと等) ひとり親家庭には、手当等の説明・県の事業が掲載されたパンフレット等を配布し案内を行っている。
次期計画に向けた成果・課題	(次期計画の取り組み方針等) 制度周知を図る取組を継続していきます。

③障がい児施策の充実

第2期計画での 記載内容	障がいのあるこどもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、こども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うための支援や、住み慣れた地域で安心して生活するための支援が必要です。 そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談などにより保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園、保育所、学校等において関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援に繋げていくことが重要です。 特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。また、医療ケアが必要な児童の支援を行うため、総合的な支援体制の構築を図ります。
計画期間における 進捗状況	A：概ね達成 B：7割程度達成 C：4～6割程度達成 D：3割程度達成 E：ほとんど達成できず （支援件数・支援体制の整備状況等） 臨床心理士及び保健師が保育所を定期巡回し、助言及び行動観察を行い、療育相談につながるよう努めている。
次期計画に向けた 成果・課題	（次期計画の取り組み方針等） 引き続き進めていきます。

(4) その他の子育て支援

①児童館の活用

第2期計画での 記載内容	現在の宮床児童館の老朽化が進んでいることから、他施設との複合化による新たな児童館の建設を行います。(新たな児童館は令和3年度後半の開館を予定しています。) 建設後の児童館には、図書室や遊戯室を設置し、こどもたちが安心して遊べる場所の提供を行うとともに、児童厚生員等による遊びを通じての健康の増進、情操を豊かにする指導を行うほか、地域住民との交流や親子で参加できるイベント等も行っています。 児童館の事業を通して、子供たちに明るく健康的な日常生活習慣や社会における生活態度の習得を行い、次代の社会を担う児童の育成を図ります。
計画期間における 進捗状況	A:概ね達成 B:7割程度達成 C:4～6割程度達成 D:3割程度達成 E:ほとんど達成できず (児童館の利用者数・イベントの開催状況等) 月平均400人 第3土曜イベント(ビンゴ・クイズ等)
次期計画に向けた 成果・課題	(次期計画の取り組み方針等) R6.1月に糸田アリーナ内に児童館が開設された。

②こどもの貧困に対する取組の有無

こどもの貧困 に関する取組	有 ・ ☒ 無
------------------	--

③若者の引きこもりに対する取組の有無

若者の引きこもり に対する取組の有 無	有 ・ ☒ 無
---------------------------	--

第3章 こども・若者支援の主要な課題

上位計画や各種統計資料、各種アンケート調査結果、ヒアリング結果などを踏まえて、本町におけるこども・若者支援の主要な課題を次のように整理します。

○こどもの権利を尊重し、自分らしく育つ環境を整える

- こどもの権利保障の実現に向けて、こどもの権利に関する理解の促進、こどもの意見表明や参加の促進、こどもの居場所や活動の場の確保・充実を図る必要があります。
- 重大な権利侵害である児童虐待やいじめの未然防止を図るとともに、権利侵害が起こった後の支援体制の構築を図っていく必要があります。

○安心してこどもを育てられる環境を整える

- 誰もが安心してこどもを育てられるように、保健や医療、福祉、教育などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かして個々の発達段階に応じた切れ目のないきめ細やかな支援が求められます。
- こどもやその家族が抱える悩み・困難に対して適切に対応するために総合的相談や支援に取り組む必要があります。

○すべてのこどもが必要な教育・保育サービスを受けられる環境を整える

- すべてのこどもが必要な教育・保育サービスをうけられるように、就労形態に応じた多様な教育・保育の提供を行うことが求められています。
- 学力の向上及び生きる力を育む教育を推進するとともに、乳児期からこどもが様々な活動を体験できる環境づくりを進める必要があります。
- 貧困も含め、不登校、ひきこもり、いじめ、虐待、発達障害など様々な背景を抱えたこども・若者やその家族に対して、学校や地域、関係機関・団体と連携し、それぞれの状況に応じた支援を展開することが求められています。

○若者の健全育成及び家庭構築を支援する

- 若者が希望をかなえ、安心して家庭を築けるように、個々の状況に応じて支援を行うことで、日常生活での自立、経済的自立、社会的自立を促進する必要があります。
- 結婚を希望する若者に対して支援を行うことで、町内への定住につなげる必要があります。

○地域全体でこども・若者の成長を支援する

- こども・若者の成長を地域全体で支えていくために、様々なかたちで地域と連携し、犯罪や交通事故、自殺を予防するための取組を推進することが求められています。
- こども・若者の成長を支える関係機関・団体などのネットワークの強化を図るとともに、仕事と子育てが両立する環境づくりを促進する必要があります。

第4章 こども・若者支援の基本的な考え方

1. 基本理念

こどもたちがたくさんの人に愛され、伸びやかに心豊かに育つ糸田町を目指して

ひろげよう共育ての輪

糸田町のこどもや子育て当事者等の意見を反映し、地域が抱える課題に向き合い
「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

心身の状況、置かれている環境等に関わらず、等しくその権利の擁護が図られ、
身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で
生活を送ることができる社会、こども一人ひとりが地域みんなに支えられ、
伸びやかに心豊かに成長できるための支援を進めます。

また、すべてのこども・若者が自らの居場所を得て成長し社会的自立を果たし、
こども・若者の今とこれからの最善の利益の実現を目指します。

糸田町は、コンパクトな町だからこそ、地域みんなで、
こども・若者の成長を近くで見守ることができます。

こどもやその家庭が抱える悩み・困難に対して適切に対応するために、
保健や医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、
切れ目のないきめ細やかな支援を行います。

また、子育て世帯が孤立しないように保護者と共に子育てをしていきます。

すべてのこどもたちがたくさんの人に愛され、伸びやかに心豊かに育つように、
みんなで育てていく輪「共育ての輪」を、本計画を通して広げていきます。



2. 基本目標

基本理念を踏まえ、本計画の計画期間中に実現を目指す5つの基本目標を次のとおりとします。

基本目標1 こどもの権利を尊重し、自分らしく育つ環境を整える

こどもの権利保障の実現に向けて、こどもの権利に関する理解の促進、こどもの意見表明や参加の促進、こどもの居場所や活動の場の確保・充実に取り組めます。また、重大な権利侵害である児童虐待やいじめの未然防止を図るとともに、権利侵害が起こった後の支援体制の構築を図ります。

基本目標2 安心してこどもを産み育てられる環境を整える

誰もが安心してこどもを産み育てられるように、保健や医療、福祉、教育などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かして個々の発達段階に応じた切れ目のないきめ細やかな支援を行います。また、こどもやその家族が抱える悩み・困難に対して適切に対応するために総合的相談や支援に取り組めます。

基本目標3 すべてのこどもが必要な教育・保育サービスを受けられる環境を整える

すべてのこどもが必要な教育・保育サービスを受けられるように、就労形態に応じた多様な教育・保育の提供を行います。また、学力の向上及び生きる力を育む教育を推進するとともに、乳児期からこどもが様々な活動を体験できる環境づくりを進めます。

貧困も含め、不登校、ひきこもり、いじめ、虐待、発達障害など様々な背景を抱えたこども・若者やその家族に対して、学校や地域、関係機関・団体と連携し、それぞれの状況に応じた支援を展開します。

基本目標4 こども・若者の健全育成及び家庭構築を支援する

若者が希望をかなえ、安心して家庭を築けるように、個々の状況に応じて支援を行うことで、日常生活での自立、経済的自立、社会的自立を促進します。また、結婚を希望する若者に対して支援を行うことで、町内への定住につなげます。

基本目標5 地域全体でこども・若者の成長を支援する

こども・若者の成長を地域全体で支えていくために、地域の様々な主体と連携し、犯罪や交通事故、自殺を予防するための取組を推進します。また、こども・若者の成長を支える関係機関・団体などのネットワークの強化を図るとともに、仕事と子育てが両立する環境づくりを促進します。

3. 施策の体系

基本目標ごとに施策を定め、基本目標の実現に向けた取組を推進します。

基本理念	基本目標	施策の方向性
子どもたちがたくさんの人に愛され、伸びやかに心豊かに育つ糸田町を目指して ひろげよう共育の輪	1 子どもの権利を尊重し、自分らしく育つ環境を整える	(1) こどもの権利に関する理解促進 (2) こどもの意見表明・参加の促進 (3) こどもの居場所・活動の充実
	2 安心して子どもを産み育てられる環境を整える	(1) 妊娠から出産・育児に至るまでの切れ目ない支援 (2) 子育ての不安や負担の軽減
	3 すべての子どもが必要な教育・保育サービスを受けられる環境を整える	(1) 乳幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実 (2) こどもの主体性を育む教育環境の整備 (3) 状況に応じた適切な支援
	4 子ども・若者の健全育成及び家庭構築を支援する	(1) 子ども・若者の健全育成 (2) 若者やその家族への相談体制の構築
	5 地域全体で子ども・若者の成長を支援する	(1) 子ども・若者の安全の確保 (2) ワークライフバランスの取組推進

第5章 こども・若者施策の展開

5つの基本目標ごとの施策の方向性と取組については、次のとおりです。

ここで示した取組に努めることで、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現、並びに、こども・若者にとって住みやすい糸田町の実現を図ります。

基本目標1 こどもの権利を尊重し、自分らしく育つ環境を整える

(1) こどもの権利に関する理解促進

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こども自らが権利の主体であることを広く周知します。

こどもの教育、養育の場において、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や困難を抱える時に助けを求め、解決する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

①こどもの権利に関する理解促進

取組	内容	具体例
こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発	・こども・若者への普及啓発のため、町内のこども・若者を対象としたイベント等でのパンフレットの配布等を行う。 ・保護者や教職員、幼児教育や保育、青少年教育に携わる方などには、研修などを通じて、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることについて周知を図っていく。	(人権推進課) ・田川地区担当者での共同制作「しあわせはみんなのねがい」にて令和4年度子どもの人権について作成(小学校) ・ポスターの掲示(中学校) ・HPに掲載予定
学校教育における人権教育の推進、啓発活動の実施	・こどもの権利条約やこども基本法等、こどもの権利を含む人権教育の一層の推進を図る。 ・人権教室の開催や中学生人権作文コンテストへの参加を促進することで、「こどもの人権を守る」ことを含めた人権問題に関する意識の啓発を行い、人権教育の一層の推進を図る。	(人権推進課) ・指導計画にて学校の年間計画を把握、平和学習等にて使用した教材の提供等把握(小学校) ・5、6年生が町人権ポスター制作 ・計画的な人権学習の実施(中学校) ・人権作文コンクールの実施

(2) こどもの意見表明・参加の促進

こどもの意見が尊重されながら社会に参加できるようにするために、こどもが意見を表明できる機会を確保するとともに、こどもの意見や話し合ったことを受け止め、こどもに係る施設の運営等に反映できるように取り組みます。

①こどもの意見表明・参加の仕組みづくり

取組	内容	具体例
意見表明・参加の機会の確保	・こどもの意見表明・参加の機会の確保にむけて、庁内の関係課と連携し、その基本的な方針を示す「(仮称)糸田町こども条例」等の制定に向けて検討する。 ・こどもが関係する計画・事業に、こどもや子育て当事者の声を集約し、反映できる仕組みを検討する。	※令和7年度以降、具体化に向けて検討

(3) こどもの居場所・活動の充実

こどもが安心安全に気軽に立ち寄ることができる居場所づくりを進めます。

また、遊びや体験活動の場や機会を創出し、地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮します。

①こども居場所づくり

取組	内容	具体例
放課後児童クラブ、児童館の運営	・こどもたちが、安心安全に過ごすことができるよう、放課後児童クラブ・児童館を運営する。	(子育て支援課) ・放課後児童クラブの運営 ・児童館の運営
こどもの生活支援の強化	・多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる場所を設け、支援を必要とするこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援につなげる仕組みを作る。	(中学校) ・家庭科の授業を中心とした生活スキルの向上の取組 (子育て支援室) ・プレイルームの開放
公園等の施設の充実	・こどもたちが身近で安心して過ごすことができるよう、公園等の子育て関連施設の環境改善、こども・子育て支援機能強化に努める。	(子育て支援課) ・子育て支援室の整備等 ・児童館の整備等 (防災管財課) ・公園・遊具の整備等 (教務課) ・グラウンドの整備等

②こどもの体験・活動機会の充実

取組	内容	具体例
こども・若者の体験活動の推進	・地域の多様な場に根差して乳幼児や保護者、養育者、専門職等に向けた普及啓発を行い、こどもの主体的な活動を大切にしながら、乳幼児期の豊かな「遊びと体験」を保障する。 ・質の高い幼児教育・保育を推進する。 ・こども・若者のリアルな体験活動の機会の充実を図る。	(保育所) ・農業体験、菜園活動 (社会教育) ・土曜サークルの実施 (中学校) ・「夢授業」職業人との対話を通した体験活動 (子育て支援室) ・親子教室の実施(製作・リトミック・英会話・体育遊び・花育食育活動・科学実験活動)
読書活動の推進	・こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで不可欠なものであるため、家庭、地域、学校、保育所等における取組を推進する。	(社会教育) ・図書館でのおはなし会の実施 ・読み聞かせボランティアによる小学校国語授業でのおはなし会実施 (小学校) ・図書室の整備 ・5分間読書の推進、音読・斉読の全校実施 (中学校) ・11月の読書週間に図書委員会(生徒会)が中心となった取組の実施 (保育所) ・毎日各クラス読み聞かせ、絵本の貸し出し (子育て支援室) ・親子教室での読み聞かせ
こどもたちへの文化芸術体験機会の提供・充実	・こどもたちに優れた文化芸術体験機会を提供することにより、豊かな人間性、想像力の涵養を図る。	(小学校) ・年1回鑑賞会を行事として実施 (社会教育) ・土曜サークルの実施、歴史出前授業 (保育所) ・人形劇の観劇、和太鼓

基本目標２ 安心してこどもを産み育てられる環境を整える

(１) 妊娠から出産・育児に至るまでの切れ目のない支援

予期せぬ妊娠や、不妊、基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る切れ目のない支援を行うとともに、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

①支援体制の充実

取組	内容	具体例
伴走型の相談支援と経済的支援の一体的な実施	・全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるように妊娠期から出産・子育て期にわたって、相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施する。	(子育て支援課) ・こども家庭センターの運営 (子育て支援室) ・育児不安等についての相談指導 ・臨床心理士による子育て相談
予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への必要な支援の提供	・妊婦健診未受診の妊婦などを必要な支援につなげるため継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦、特定妊婦を早期に発見して、適切な支援につなげる。	(子育て支援課) ・妊婦訪問支援事業、相談

②こども・若者の健康づくり

取組	内容	具体例
こどもの生活習慣づくり	・乳幼児期はこどもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であり、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもあるため、こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう普及啓発に努める。	(社会教育) ・図書館でのおはなし会の実施・ブックスタート事業 (保育所) ・食育だより、健康だよりの配布(各年3回) ・運動教室 ・栄養教室、歯磨き教室 (子育て支援室) ・親子教室での健康相談、栄養指導
プレコンセプションケアの推進	・男女を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを含め、性や生殖に関する健康支援(思春期教室、性教育教室など)を行う。	(小学校) ・各学年性教育の実施 ・性被害防止や生(性)を大切にする講話を聴く機会を高学年中心に取り組む (中学校) ・思春期教室の実施 ・性教育講演会(3年に1回実施) (町立病院) ・医療体制の構築 ・小児医療を継続的に提供できるよう医師の確保及び保健・福祉関係機関との連携による地域医療の促進 (健康福祉課) ・若年健診 ・トレーニング室の活用 (子育て支援課) ・小学5年生、中学2年生に対する思春期教室の実施 (子育て支援室) ・乳幼児の性教育講座の実施

③効率的な支援の実施

取組	内容	具体例
母子保健、学校健康診断情報のデジタル化の推進	・乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化を推進する。 ・母子保健情報のデジタル化と利活用を進める。 ・マイナポータルを通じて学校健康診断情報を閲覧できる仕組みが推進されることから、情報連携の準備を進める。	(子育て支援課) ・母子手帳アプリ「母子モ」の活用 ・母子保健健康情報システムの導入・活用 ・保育システムの導入・活用

(2) 子育ての不安や負担の軽減

子育ての当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう「こども家庭センター」を中心とした相談支援体制の構築を図るとともに、経済的支援の充実を図ることで、子育てにかかる不安や負担の軽減につなげます。

また、障がい児等が個々の特性や状況に応じた適切かつ質の高い支援の提供が受けられるよう支援体制を整備するとともに、家族の負担の軽減につなげます。

①相談支援体制の充実

取組	内容	具体例
こども家庭センター等の体制の充実	- 相談対応体制の整備を推進しつつ、学校や医療機関等、関係機関（保育所、小中学校、放課後児童クラブ、子育て支援室、児童館、警察、児童相談所など）や支援の担い手となる民間団体と連携して、個々の家庭の状況等に応じたサポートプランを作成し、家庭支援事業等への支援につなげる。 - 妊産婦、子育て家庭の SOS を受けとめるとともに、ヤングケアラーや保護者の思想信条等を背景とする、自覚しづらく支援を求めづらい状況にあるこども等の SOS をこどもと日々接点を有する学校等の関係機関の目を通して着実に把握し、必要な支援を届ける。 - 支援現場の業務効率化のための相談記録システム等 ICT 化を進める。	（子育て支援課） - 妊産婦、子育て家庭に対し相談支援を行い、サポートプランを作成、支援 - 要保護児童対策地域協議会の機能強化 - 保育所、小中学校等関係機関との連携強化
相談支援体制の強化	- ひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援が受けられるよう相談及び支援体制の構築や強化を図る。 - こども・若者支援地域協議会の整備を促進するとともに、糸田町要保護児童対策地域協議会との連携を含めた機能向上等に向けた取り組みを推進する。	（小学校） - 要保護児童対策地域協議会への参加 - スクールカウンセラー（以下、SC）、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）との連携 （中学校） - 要保護児童対策地域協議会への参加 - SC、SSW、担任が連携し情報を共有、支援を実施。 （保育所） - 関係機関と連携 （子育て支援室） - 関係機関と連携
特定妊婦等に対する支援の強化	家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対し、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業が創設されたことを踏まえ、相談支援につなげる。	（子育て支援課） 妊婦訪問支援事業、相談、サポートプランの作成、支援

②困難を抱える子どもと家庭への支援の実施

取組	内容	具体例
家庭支援事業の推進	・子育ての負担を軽減し、子育て家庭や子どもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業やレスパイトケア等を目的とした親子入所を可能とする子育て短期支援事業を含めた家庭支援事業について、事業実施体制の整備を国からの支援を得ながら推進する。	(子育て支援課) ※令和7年度以降、具体化に向けて検討 (子育て支援室) ・マルトリートメント予防型プログラム講座の実施
親子関係再構築支援の推進	・親子関係の修復や再構築のための親子関係再構築支援の取組を進める。	※令和7年度以降、具体化に向けて検討

③経済的支援の充実

取組	内容	具体例
子育てに係る負担軽減	- 産婦健康診査にかかる経済的負担を軽減し、積極的に健診を受けてもらえるよう、産婦健康診査にかかる費用の一部助成を実施する。 - 市町村民税非課税世帯または生活保護世帯の方を対象に、経済的負担を軽減し、妊婦健康診査の未受診を解消するため、妊娠判定の受診料の助成を行う。 - 精神又は身体に障がい有する子どもに対して特別児童扶養手当を支給する。 - 令和6年4月から障がい児の補装具等の所得制限の撤廃について、その円滑な運用を図る。 - 聴覚に障がい有する子どもを早期発見し適切な療育につなげるために、新生児期に実施する聴覚検査の費用助成を実施する。	(健康福祉課) ・子ども医療 ・重度障害者医療 ・補装具等の給付 (子育て支援課) ・妊娠～出産・子育て期における各種支援金、検査等における費用助成 ・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当
ひとり親家庭等への支援の充実	- ひとり親家庭が生活援助、保育等のサービスが必要となった際に家庭生活支援員による支援を行うことで生活の安定を図る。 - 生活困窮者自立支援制度の活用案内、周知を図る。 - ひとり親家庭等が人生の様々な場面において必要となる資金の貸し付けを受けることができるよう取り組む。 - 離婚協議開始前の父母等に対し、親子交流・養育費の取り決めについて学ぶ講座の開催や、公正証書の作成支援、養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援等を行い、離婚後のひとり親が子どもを養育するために必要な費用を確保する。	(子育て支援課) ・児童扶養手当 (健康福祉課) ・ひとり親医療 (人権推進課) ・無料法律相談 (税務町民課) ・冊子配布
慢性疾患・難病を抱える子ども・若者への支援の充実	医療費の助成を行うとともに、自立支援を促進するための福祉サービス、相談支援や就労支援等の充実を図る。	(健康福祉課) ・国保：特定疾病の医療費助成 (保育所) ・相談支援
円滑な食品アクセスの確保の推進	貧困の状況にある子どもやひとり親家庭等を含めた経済的に困窮している者の食品アクセス確保を図るため、子ども食堂やフードバンク等による食料提供を円滑にする地域の体制づくりを推進する。	(子育て支援課) ・子ども食堂に対し運営補助制度等の周知 ・子ども食堂開催の周知

④障がい児等への支援の充実

取組	内容	具体例
障がい児への支援体制の充実	・ 個々の特性や状況に応じた適切かつ質の高い支援の提供が図れるよう、令和 6 年度からの第 3 期障がい児福祉計画に基づく県及び町における障がい児支援体制の整備の推進を図る。	(健康福祉課) ・ 計画に基づく整備を進める
専門的支援が必要な障がい児への支援の強化	・ 医療的ケア児や重症心身障害児について、相談支援や関係機関の相互の連携など地域の支援体制の整備を進める。家族の負担軽減やレスパイトの時間の確保の観点から医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境の整備を進める。 ・ 医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、その受入が可能となるよう、保育所等の体制を整備するとともに、医療的ケア児の育ちと生活の総合的な支援を行う。 ・ 医療的ケア児が安心・安全に学校で学ぶことができるように、医療・保健・福祉等の関係機関と連携した学校における医療的ケアの実施体制の構築や医療的ケア児の保護者の負担軽減に向け、医療的ケア看護職員の配置促進等に取り組む。	(中学校) ・ 専門家や特別支援学校からの情報などの収集 ・ 講演会やセミナーなどの紹介等 (子育て支援課) ・ 療育相談、巡回相談 (保育所) ・ 保育士の加配、相談支援事業所といった関係機関等と連携 (健康福祉課) ・ 自立支援サービス
家族支援の充実、障がいの早期発見・早期支援、関係機関の連携等	・ 地域における保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携した早期からの切れ目のない自立支援・家族支援の取組を進める。	(子育て支援課) ・ 乳幼児健診、療育相談、関係機関との連携 (健康福祉課) ・ こころの健康相談 (子育て支援室) ・ 臨床心理士による子育て相談

⑤子育てにやさしい環境づくりの推進

取組	内容	具体例
公共施設等の環境整備	・ 町内の公共施設にて、保護者が周りを気にせず自由に授乳やおむつ替え、休憩ができる環境を整え、子育て世帯の利便性向上を図り、こども・子育て支援機能強化に努める。	・ 授乳室の整備 ・ チャイルドルームの整備 ・ 児童コーナーの整備 ・ おむつ交換スペースの整備 ・ 赤ちゃんの駅の整備 ※令和 7 年度以降、具体化に向けて更に検討

基本目標3 すべてのこどもが必要な教育・保育サービスを受けられる環境を整える

(1) 乳幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。また、障がいの有無にかかわらず、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要となっています。

本町においても、これらを踏まえて教育・保育サービスの充実を図ります。

①乳幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

取組	内容	具体例
幼児教育・保育の無償化	・糸田町独自の取組として0歳児～2歳児の保育の無償化を引き続き、実施する。	(子育て支援課) ・独自の取組として0歳児～2歳児の保育の無償化を実施
インクルーシブ教育システムの実現に向けた取り組み	・家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障がい児や医療的ケア児を始めとするすべての障がいのあるこどもへの支援体制の整備等、多様なニーズを有するこどもへのICT活用も含めた支援基盤の強化を図る。 ・通常の学級に在籍する障がいのあるこどもへの支援として、自校通級や効果的・効率的な巡回指導等による通級指導体制の充実、多様な支援スタッフの確保・活用等を推進する。	(小学校・中学校) ・特別支援教育の推進、職員の研修
公立保育所の運営	・こどもたちが安全・安心して保育サービスを受けられるよう、環境改善・整備を行い、子育て支援機能強化に努める。	(保育所) ・空調・照明の整備 ・遊具の整備 ・トイレの整備 ・その他、必要となる施設環境整備 ・老朽化対策 ※令和7年度以降、具体化に向けて更に検討

(2) こどもの主体性を育む教育環境の整備

家庭や地域との連携強化を図りつつ、物的・人的な環境整備を計画的に行い、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む取組を充実させます。

①個性を伸ばす教育の推進

取組	内容	具体例
学校等における理数系教育、起業家教育等の推進	・こどもたちが科学へ興味・関心を持つことができるよう、学習指導要領に基づき、観察、実験などを行うことを通じて科学的に探究する学習活動の充実を図る。 ・実験器具などの理科教育設備の整備に努める。	(小学校・中学校) ・学習指導要領に基づく科学的探究学習活動の実施とその充実を図る (保育所) ・月刊絵本にて体験 (子育て支援室) ・親子科学実験教室の実施

②様々な学習・体験機会の充実

取組	内容	具体例
学校等における体験活動の推進	・豊かな心や創造性を育むため、自然体験等様々な宿泊体験活動を実施する。	(小学校) ・5年生：自然教室（1泊2日） ・6年生：修学旅行（1泊2日） ・1～5年生 社会科見学 (中学校) ・1年生：ふれあい合宿 ・2年生：修学旅行 ・3年生：勉強合宿、キャリア教育（大学訪問） (社会教育) ・土曜サークル実施 (保育所) ・菜園活動、ワークブック (子育て支援室) ・親子教室での栽培活動、自然体験プログラム
自国文化・異文化理解、国際交流等の推進	・外国語でコミュニケーションを図る素質、能力を着実に育成するため、発信力（話す・書く力）の強化、教師の英語力・指導力の向上等、小中学校等学校を通じた英語教育の強化を図る。 ・国際的な視野を養うため、こども・若者に対し、国内外における共同体験を伴う異文化交流や意見交換等の機会の充実を図る。	(小学校) ・3、4年生：外国語活動 ・5、6年生：外国語授業にALTが入っての指導 ・町の国際交流文化連盟主催のオイスカとの交流学习（予定） (中学校) ・ALTによる指導 ・英語教育の強化充実 (社会教育) ・国際交流事業 (保育所) ・英語教室 (子育て支援室) ・親子教室での国際交流活動、英会話教室
「生命（いのち）の安全教育」の推進	・生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための命の安全教育を小中学校や保育所で行う。	(小学校・中学校) ・性被害防止教育（講話） ・講師を招いての講話 (保育所) ・絵本での読み聞かせにて安全教育を実施 (子育て支援室) ・親子教室での防犯教育 (人権推進課) ・4月の若年層の性暴力被害予防月間に、広報誌コラムや人権コーナーに啓発物の掲示 ・11月の女性に対する暴力をなくす運動の週間に、広報誌コラムや人権コーナー、図書館に啓発物掲示

取組	内容	具体例
教育を通じた男女共同参画の推進	・性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実に努める。 ・性的志向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育と、広報活動等を通じて得た知識の着実な普及、相談体制の整備等に努める。 ・こどもに身近な存在である教職員等が固定的な性的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことが無いよう、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進する。	(小学校) ・人権学習の実施 (中学校) ・道徳や学活を通じたアンコンシャス・バイアスの授業の実施 (人権推進課) ・講演会、職員研修、職員アンケートの実施 (子育て支援室) ・マルトリートメント予防型プログラム講座の実施

(3) 状況に応じた適切な支援

いじめ被害、不登校・引きこもり、虐待被害、生活困窮、ひとり親世帯など、人によって抱えている背景は様々であり、求められる支援が異なります。それぞれの状況に応じた適切な支援を、地域や学校など関係機関と連携し行います。

①いじめを受けたこども・若者への支援

取組	内容	具体例
いじめ対応における警察等関係機関との連携の周知徹底	・こどもの命や安全を守ることを最優先にするため、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないことから、その旨を教育委員会等が理解し、各種研修会等の機会を捉えて学校現場への周知徹底を図る。	(小学校・中学校) ・スクールサポーター、児童相談所、子育て支援課、教務課等との連携(教務課) ・子育て支援課、学校、警察、児童相談所等との連携
電話・SNS等を活用した相談体制の整備	・「こどもの人権110番」「インターネット人権相談受付窓口(こどもの人権SOS-Eメール)」「こどもの人権SOSミニレター」「LINEじんけん相談」などの人権相談窓口のさらなる周知広報を図る。	(小学校・中学校) ・児童、保護者へ各種相談窓口の周知 (人権推進課) ・窓口に関連するカード等の掲示

②個々に事情を抱えたこども・若者への支援

取組	内容	具体例
教育相談体制の充実	・さまざまな課題を抱えるこどもに対し、心理・福祉の専門家であるSC、SSW等を活用した学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進する。	(小学校・中学校) ・SC、SSWとの連携(保護者への紹介)(週1回来校) (教務課) ・保健師、SC、SSW、学校との連携
在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもへの支援	・外国籍等のこどもの日本語学習機会を確保するため、幼児教育・保育の無償化及び高校の修学支援制度等について広報周知の取組を行う。 ・大学等の就学支援についても広報周知する取組を行う。	(保育所) ・外国籍の保護者に対し、配布する資料にわかりやすくフリガナをつける (子育て支援室) ・外国籍家庭への情報提供や交流の実施

③ヤングケアラー等の配慮が必要なこども・若者への支援

取組	内容	具体例
ヤングケアラーの実態把握、支援体制の構築及び社会的認知度向上のための広報啓発	・ヤングケアラーについて理解を深めるため必要な広報その他啓発活動を行う。 ・福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら支援につなげていく。 ・家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進する。	(小学校) ・子育て支援課、教務課との連携 (中学校) ・定期的なアンケートの実施、把握を関係機関に繋げる (教務課) ・子育て支援課、学校、児童相談所等との連携 (子育て支援課) ・アンケートの実施 ・関係機関との連携により実態把握を行い、サポートプランを作成・支援
こどもの学習・生活支援事業	・貧困によってこどもの将来が閉ざされることがないように、こどもの将来の自立を後押しするため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこどもとその保護者を対象に、学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進学や就労といった進路選択に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整など、包括的な支援を行う。	(小学校・教務課) ・小学校低学年学力補充教室 (週2回) (中学校・教務課) ・放課後課外授業の実施 (週1回)
こどもの進路選択支援事業	・被保護世帯のこども及び当該こどもの保護者に対し、学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行う。	(中学校) ・保護者説明会(年2回)
ひとり親家庭及び低所得子育て世帯等のこどもの学習支援	・ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、関係機関と連携し、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもに対し、学習支援を行うことにより、こどもたちの生活の向上を図る。	(放課後児童クラブ) ・学習支援員(指導員)の確保、配置
義務教育段階の就学援助の実施	・就学援助の適切な運用を行い、就学援助が必要な世帯に活用されるようきめ細やかな周知・広報等の取組を行う。	(教務課) ・就学援助 (放課後児童クラブ) ・利用料減免

基本目標4 こども・若者の健全育成及び家庭構築を支援する

(1) こども・若者の健全育成

こども・若者が自らの人生を主体的に送ることができるよう、個々の気持ちに寄り添いながら必要な支援を行います。

①自殺予防

取組	内容	具体例
自殺総合対策	・小中高生の自殺者数が増加傾向にあることから、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強化する。 ・自殺予防への適格な対応、遺されたこどもの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら総合的な取り組みを進めていく。	(健康福祉課) ・こころの健康相談 ・ゲートキーパー養成研修 ・自殺対策に関する普及啓発
こどもの自殺予防、自殺対策に関する広報啓発	・こども自身の心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うために SOS の出し方や心の危機に陥った友人等からの SOS の受け止め方に関する教育を含む「SOS の出し方に関する教育」を実施するなど、自殺予防教育の確実な実施を進める。 ・ギガスクール端末タブレットを活用し、こどもの心身の状況把握や教育相談を実施することは、いじめの早期発見・早期対応を可能とし、問題が表面化する前から積極的に支援につなげていく上で重要であることから、積極的に導入を促進する。 ・こどもの自殺対策に向けて、こどもに届くような広報に取り組む。	(小学校) ・啓発物の配布 ・SC との連携 ・生(命)の大切さについての人権学習実施 (中学校) ・定期的なアンケートの実施及び相談できる機関への紹介 ・ICT 機器の利用 (子育て支援室) ・育児講座での命の大切さを知る学習会の実施 ・自殺対策に関する子育て通信の発行

②非行防止対策

取組	内容	具体例
非行防止教育等の推進	・警察官等を外部講師として招き、地域の非行情勢や非行要因等についてこどもに情報発信をする非行防止教育等の実施が有効であることから、関係機関とも連携しながら少年非行情勢に直結・即応した非行防止教室を実施するなど非行防止教育等の推進を図る。	(小学校・中学校) ・薬物乱用防止教室 ・ポスターやプリントによる啓発活動
非行や犯罪に及んだこどもや若者を見守る社会気運の向上	・社会を明るくする運動等を中心として、非行や犯罪に及んだこどもや若者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業を推進し、一層の周知を図る。	(小学校・中学校) ・社会を明るくする運動、少年の主張の作文 (人権推進課) ・7月の強調月間に併せ保護司と共に啓発活動(街頭啓発)を実施

取組	内容	具体例
関係機関・団体等との連携	・学校警察連絡協議会、学校警察連絡制度、スクールサポーター制度の拡充等により、学校や警察等の関係機関の連携を図る。	(小学校) ・スクールサポーター、児童相談所、子育て支援課、教務課等との連携 (中学校) ・警察との定期的な会議やサポートセンターとの連携 (教務課) ・子育て支援課、学校、警察、児童相談所等との連携、学校警察連絡協議会、補導会の活動

③就学支援

取組	内容	具体例
高校生等への就学支援による経済的負担の軽減	・高等学校等就学支援金制度、高校生等奨学給付金等の就学支援が必要な世帯に活用されるよう生徒やその保護者と関わる機会の多い教職員に対して情報提供を行い、周知に努める。	(中学校) ・進路説明会、保護者懇談等において各種奨学金の説明、資料配布 (人権推進課) ・若年者専修学校等技能習得資金貸付金

④新生活への支援

取組	内容	具体例
結婚新生活支援	・広域で連携し、農家、商工会、平成筑豊鉄道、観光協会などと連携した婚活事業を実施するとともに、結婚新生活支援補助金等の周知を図る。	(地域振興課) ・結婚新生活支援補助金
移住・定住支援	・移住・定住の促進と地域の活性化を図ることを目的とし、町外から町内の民間賃貸住宅に入居しようとする者に対し、糸田町移住・定住促進民間賃貸住宅家賃補助金を交付する。	(地域振興課) ・民間賃貸住宅家賃補助金 ・通勤・通学費補助金 ・いっとこカー（未就学児は保護者同伴により運賃無料）
子育て支援金の支給	・出産に関する経済的負担軽減を図るために、第1子から祝金を支給する。 ・対象児童が小学校に入学する際に祝金を支給する。 ・子育て教室での発達確認・育児相談の充実のため、参加奨励品を配布する。	(子育て支援課) ・子育て支援金（出産祝金、入学祝金） ・出産・子育て応援金 ・健診等における参加奨励品の配布

(2) 若者やその家族への相談体制の構築

若者やその家族の気持ちに寄り添って、必要な支援につなぐ体制を構築します。

①若者やその家族への相談体制の構築

取組	内容	具体例
若者相談窓口（仮称）の設置	・進学や就職、人間関係等に悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談窓口である「若まど（福岡県若者自立相談窓口）」の周知を図る。	※令和7年度以降、具体化に向けて検討

基本目標5 地域全体でこども・若者の成長を支援する

(1) こども・若者の安全の確保

こども・若者に対する犯罪・暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。年齢や性別にかかわらず、またどのような状況に置かれたこども・若者であっても、被害にあうことはあってはならないとの認識の下、こども・若者への加害の防止、相談、被害申告をしやすい取り組み、被害当事者への支援、継続的な啓発活動等の実施等、総合的な取り組みを進めます。

また、地域住民、学校、保護者等が連携し、事故、災害から守る環境づくりを進めます。

①犯罪被害の防止

取組	内容	具体例
こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	・こどもが主体的にインターネットを利用できる能力取得の支援、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進などに取り組む。	(小学校・中学校) ・情報モラル教育の充実 ・情報モラル教育を通して情報モラルについてのスキルを身に付けさせる
犯罪被害からこどもを守るための取組の推進	・教育委員会、学校、地方公共団体、保護者、防犯ボランティア、地域住民等が連携し、通学路等における安全対策、学年や理解度に応じた防犯教室の実施など犯罪被害からこどもを守るための取組を推進する。 ・関係機関・団体、地域住民等が相互に理解・協力しながら地域が一体となったこども・若者の非行・犯罪被害防止に向けた様々な諸活動を実施することにより、こども・若者の健全育成の理解を深め、積極的な参加を促し、一層の充実と定着を図る。	(小学校・中学校) ・性被害防止教育（講話） ・警察等の関係機関と連携した防犯教室の実施予定



②防犯・交通安全・防災対策の推進

取組	内容	具体例
防犯・交通安全・防災教育を含む学校等における体系的な安全教育の推進	・こども・若者が日常生活における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような素質、能力を養成することを目指し、発達度を踏まえつつ、体系的な安全教育を推進する。 ・安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするために、心身の発達段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。	(小学校・中学校) ・避難訓練の実施 (保育所) ・交通安全教室の実施 (年1回) ・避難訓練の実施(毎月) (子育て支援室) ・防災セミナー、安全教室、救命講習会の実施(各年1回)
通学路等の交通安全対策・登下校時防犯対策の推進	・学校、教育委員会、警察、道路管理者等の関係者が連携し、通学路等において、こどもの安全な通行を確保するための道路交通環境の整備を、ハード・ソフトの両面から推進する。 ・登下校時における防犯対策に取り組む。 ・通学路等こどもの安全な通行を確保するための道路交通環境の整備に取り組む。 ・教育委員会、学校、警察、道路管理者等で連携し、「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な通学路の合同点検と改善、充実等の継続的な取り組みを行う。	(小学校) ・分団登校、分団集会の実施 ・登下校サポーターによる見守り (中学校) ・道徳・学活の授業での参加体験型活動(予定) (教務課) ・通学路に防犯カメラの設置 ・青パトによる登下校時の見守り ・糸田町通学路安全推進会議 (保育所) ・防犯カメラの設置 (防災管財課) ・交通安全運動(春・秋) ・通学路における防犯カメラの設置 (土木課) ・通学路等の交通安全対策
非常災害対策	・保育所等の利用者負担減免や避難先における保育所の提供、被災したこどもの居場所づくりの支援、被災した妊産婦や乳幼児の心身の健康等に関する相談支援などに備える。	(保育所) ・災害時の避難所として開設

(2) ワークライフバランスの取組推進

保護者の就労意向が高まる中、仕事と子育ての両立が課題となっており、育児や家事を男女がともに担える男女共同参画社会に向けた取組の一層の推進を図ります。

①男女共同参画社会の推進

取組	内容	具体例
男女共同参画社会に向けた取組の推進	・第4次糸田町男女共同参画基本計画に基づき、安心して仕事と出産・育児の両立ができるように育児休暇の取得促進や、出産後の育児や家事を男女がともに担えるよう啓発に努める。	(人権推進課) ・計画に基づく事業推進

第6章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

量の見込み、確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。

本町は、地理的に一体性があり、教育・保育の利用者は、町全域から最も適正な教育・保育施設を選択しており、この傾向は今後も変わらないと考えられます。このため、教育・保育提供区域は町全域を1区域に設定します。また、地域子ども・子育て支援事業も町全域を対象として事業を実施していることから、今後も町全域を1区域に設定します。

2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策

（1）教育・保育施設の充実

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、第19条、第20条に基づき、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。市町村は、保護者の申請を受けて、政令で定められた基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

また、子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。このため、ニーズ調査及び実績等をもとに、糸田町に居住するこどもの保育所や認定こども園等の利用状況や利用希望を踏まえて、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」及び「量の見込み」に対応する「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定しました。

ア 支給認定の区分

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし	認定こども園（幼稚園部分） 幼稚園
2号認定	満3歳以上	あり	認定こども園（保育所部分） 保育所
3号認定	満3歳未満	あり	認定こども園（保育所部分） 保育所 地域型保育事業

イ 量の見込みと確保方策、提供体制

教育・保育の量の見込みと確保方策、提供体制は次のとおりです。

【1号認定】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		12	12	11	10	9
②確保方策	認定こども園・幼稚園	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		△12	△12	△11	△10	△9

【2号認定】

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		教育を希望	左記以外	教育を希望	左記以外	教育を希望	左記以外	教育を希望	左記以外	教育を希望	左記以外
①量の見込み		0	140	0	135	0	126	0	119	0	113
②確保方策	認定こども園・保育所	0	156	0	156	0	156	0	156	0	156
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	16	0	21	0	30	0	37	0	43

【3号認定】

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		19	34	40	19	32	37	19	30	36	18	29	34	18	27	32
②確保方策	認定こども園・保育所	18	41	45	18	41	45	18	41	45	18	41	45	18	41	45
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		△1	7	5	△1	9	8	△1	11	9	0	12	11	0	14	13

【提供体制】

保育事業に関しては、見込み量と確保方策を比較すると、計画期間において、見込み量と同程度の提供数を確保できています。

教育事業に関しては、町内に施設がないため、希望がある場合には、2号での受け入れ対応が可能です。

（２）教育・保育の質の向上

こども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指して、幼稚園教諭、保育士と小学校教員の連携を強化し、こどもの「行動の特徴」、「具体的な興味や関心」、「遊びの傾向」、「社会性の育ち」、「内面的な育ち」、「健康状態」、「発達援助の内容」など、こどもの特性を適切に把握し、共有するなど、教育・保育の質の向上に努めます。

（３）産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に０歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

（４）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年１０月１日に幼児教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、広報紙やホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続きについての周知に努めます。



3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策

ニーズ調査及び実績等をもとに、糸田町に居住するこどもの地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を踏まえて、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び「量の見込み」に対応する「地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び確保方策」を設定しました。

(1) 利用者支援事業

ア 事業概要

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

イ 量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保方策	基本型	0	0	0	0	0
	地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

単位：設置か所数（カ所）

ウ 提供体制

令和6年度から子育て支援課に「こども家庭センター」を設置し、センター機能の強化を図っており、引き続き、妊娠期から切れ目ない支援を行います。

※基本型

：こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

地域子育て相談機関

：地域子育て相談機関（保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所等であって、適切に相談及び助言を行うに足る体制を有すると市町村が認めるもの）において、その地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う。

特定型（保育コンシェルジュ）

：主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

こども家庭センター型

：旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進移管する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

（２）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

ア 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

イ 量の見込み

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	300	300	300	300	300
②確保方策 施設数（か所）	1	1	1	1	1

単位：月あたり平均延べ利用回数（回）

ウ 提供体制

社会福祉センター内に開設しています。引き続き、地域における子育て支援の充実に努め、地域の子育てグループ等を支援し、自主的な活動の拡充を図るとともに、関係機関を含めたネットワークづくりを推進します。

（３）妊婦健康診査事業

ア 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

イ 量の見込み

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	対象者数（人）	50	50	50	50	50
	健診回数（人回）	550	550	550	550	550
②確保方策		県医師会委託にて実施				

単位：年間延べ回数（人回）

ウ 提供体制

今後も継続して事業を展開し、妊婦の健康管理の充実・向上を図ります。

（４）乳幼児家庭等全戸訪問事業

ア 事業概要

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」、「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

イ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保方策	委託にて実施（助産師）40人/年				

単位：訪問人数（人/年）

ウ 提供体制

今後も継続して事業を展開し、乳児のいる全ての世帯を訪問し、子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行います。

（５）養育支援訪問事業

ア 事業概要

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

イ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	保健師にて実施				

単位：実人数（人/年）

ウ 提供体制

今後も継続して事業を展開し、心身共に不安定になりやすい妊娠期（早期）からの関わりや切れ目のない支援を行います。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ）

ア 事業概要

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

イ 量の見込み

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み		49	49	49	49	49
②確保 方策	延べ人数	49	49	49	49	49
	施設数 (か所)	2	2	2	2	2
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

単位：延べ利用人数（人日/年）

ウ 提供体制

事業所を確保し、ニーズに応じたサービスを提供します。

（７）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

ア 事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

イ 提供体制

本事業は、現在本町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。

しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(8) 一時預かり事業

(1) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり）

ア 事業概要

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

イ 量の見込み

【1号認定】保育の必要なしで教育を希望・【2号認定】保育の必要あり

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1号認定	807	807	739	672	672
	2号認定	0	0	0	0	0
	合計	807	807	739	672	672
②確保 方策	延べ人数	0	0	0	0	0
	施設数 (か所)	0	0	0	0	0
過不足(②-①)		△807	△807	△739	△672	△672

単位：延べ利用人数（人日/年）

ウ 提供体制

町内に幼稚園等がないため、希望がある場合には、町外の施設を利用できるように連携を図ります。

(2) 一時預かり事業（幼稚園在園児以外）

ア 事業概要

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

イ 提供体制

本事業は、現在本町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。

しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

ア 事業概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

イ 量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		23	22	21	20	19
②確保 方策	実人数	23	22	21	20	19
	施設数 (か所)	2	2	2	2	2
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

単位：実人数（人/年）

ウ 提供体制

東保育所と天馬保育所で実施しています。量の見込みと提供数を比較すると、計画期間において提供数を確保できており、対応可能です。

(10) 病児・病後児保育事業

ア 事業概要

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

イ 量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		10	10	10	10	10
②確保 方策	延べ人数	10	10	10	10	10
	施設数 (か所)	1	1	1	1	1
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

単位：延べ利用人数（人日/年）

ウ 提供体制

田川市が運営している田川市病児病後児保育室「ひまわり」で実施しています。量の見込みと確保方策を比較すると、計画期間において提供数を確保できており、対応可能です。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

ア 事業概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

イ 量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		78	66	52	53	48
②確保方策	実人数	120	120	120	120	120
	施設数(か所)	1	1	1	1	1
過不足(②-①)		42	54	68	67	72

単位：実人数（人/年）

ウ 提供体制

量の見込みと確保提供数を比較すると、計画期間において、見込み量以上の確保数を確保できており、対応可能です。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

ア 事業概要

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

イ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

単位：延べ利用人数（人日/年）

ウ 提供体制

事業所を確保し、ニーズに応じたサービスを提供します。

(13) 児童育成支援拠点事業

ア 事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

イ 確保方策

本事業は、現在本町では実施しておらず、実施予定也没有ありません。今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(14) 親子関係形成支援事業

ア 事業概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

イ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保方策	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	△20	△20	△20	△20	△20

単位：実人数（人/年）

ウ 提供体制

本事業は、現在本町では実施していません。ただし、ニーズはあることから、今後の状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

ア 事業概要

妊婦等に対して面談等によって、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

イ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	60	60	60	60	60
②確保方策	60	60	60	60	60
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

単位：回

ウ 提供体制

こども家庭センターにて実施します。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

ア 事業概要

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所等に通っていない0歳6か月児～2歳児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず利用可能な通園制度です。

イ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保方策	0	3	3	3	3
過不足(②-①)	△3	0	0	0	0

単位：延べ利用人数（人日/年）

ウ 提供体制

本事業は、令和8年度以降に実施予定です。教育・保育施設と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。

(17) 産後ケア事業

ア 事業概要

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。母のみの利用も可能なことから、産後に心身の不調を抱える流産や死産を経験した女性も対象に含まれます。

イ 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	8	8	8	8
②確保方策	8	8	8	8	8
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

単位：延べ利用人数（人日/年）

ウ 提供体制

事業所を確保し、ニーズに応じたサービスを提供します。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

ア 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町では実施予定はありません。ただし、副食費については実施しています。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

ア 事業概要

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

本町では実施予定はありません。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

第7章 計画の推進体制

1. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体でこども・若者と子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当課が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

なお、こども・若者及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等のサービスが総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭がこどもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を担っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、こどもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、こどもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人ひとりとは地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(3) 地域社会の役割

こども・若者は地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべてのこども・若者が、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、こども・若者及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

（４）企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

（５）各種団体の役割

地域社会全体で子育て中の家庭を支え、こども・若者の「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながらこども・若者の健全な成長を支援することが必要です。

２．計画の推進に向けた３つの連携

本計画の実現に向けては、こども・若者の育成支援、こどもの貧困対策の推進を図るとともに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に施策・事業を推進することを目指します。

（１）町内における関係者の連携

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設やその他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、こども・若者のライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が連携して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じて保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

こども・若者育成支援及びこどもの貧困対策の推進に向けては、関係各課はもとより、町内の関係機関や地域、家庭などとの連携が不可欠です。支援を必要とするこども・若者及びその家族に適切な支援を届けるため、定期的に情報共有を行うとともに、支援体制の整備・充実を図ります。

（２）近隣市町村との連携

子ども・子育て支援の実施に関しては、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携して事業を実施するなどの広域的な取り組みを推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、引き続き、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制を整えます。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携を図ります。

（３）国・県との連携、関係各課間の連携

子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付及び幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

3. 計画の達成状況の点検・評価

本町では、子育て支援課が中心となって、進捗状況を把握・点検し、「糸田町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容であるこども・若者育成支援及びこどもの貧困対策、また、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。



○糸田町子ども・子育て会議条例

平成25年12月16日条例第15号

糸田町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、糸田町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第6条第2項に規定する保護者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第5条 子ども・子育て会議に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、議長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 議長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、議長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○糸田町子ども・子育て会議委員名簿

氏名	選出区分
大西 良	学識経験者
山本 公平	糸田小学校
大井 喜幸	糸田中学校
井手元 民子	天馬保育園
秋吉 信子	東保育所
原 世利子	西保育所
不動 恵里	学童クラブ
前田 由美子	中学校 保護者代表
坂本 智美	小学校・学童 保護者代表
佐々木 智佳	西保育所 保護者代表
芦邊 直美	東保育所 保護者代表
小原 未有	町内若者代表



糸田町こども計画

令和7年3月策定

発行：糸田町役場 子育て支援課

〒822-1392 福岡県田川郡糸田町 1975 番地 1
TEL：0947-26-1233 FAX：0947-26-1651